
北区の青少年

(令和5年度版)



東京都北区

はじめに

次代を担う青少年が、より安全・安心で健全な環境のなかで心身ともに健やかに明るい希望を抱いて成長することは、北区民をはじめすべての人の願いです。

しかし、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、青少年が有害で危険な情報に容易に接することが可能になり、SNS等により青少年が被害者や加害者となる犯罪や事件の要因ともなっています。また、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化にともない、ひきこもりやニートなど青少年が社会性を身につけ、自立することが困難な状況は深刻化しています。さらに、児童虐待やいじめを起因とした痛ましい事件の発生が社会問題となるなど青少年に関わる問題は多岐に渡っています。

こうした状況にあっても、未来ある青少年の健全な育成と自立に向けた支援は地域社会の重要な課題です。国、地方公共団体、関係団体などがそれぞれの役割、責任を果たしつつ相互に協力するとともに、地域が一体となって青少年を取り巻く問題に対応していく必要があります。

北区では、青少年の健全育成を推進するために、北区青少年問題協議会の策定した「北区青少年健全育成活動基本方針」に基づき、家庭、学校、地域の連携、協力を努め、北区で育って良かったと実感できるような青少年健全育成活動に取り組んでいます。

子どもを育む地域社会づくりのために、青少年健全育成活動に関わる地域の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この冊子は、青少年地区委員会をはじめとする北区における青少年健全育成事業についてまとめたものです。青少年の健全育成活動に携わる方々の今後の活動にご活用いただければ幸いです。

令和5年12月

北区教育委員会事務局
教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

目 次

第Ⅰ章 北区の青少年をとりまく現状	1
1. 青少年人口の推移	1
2. 非行少年等の状況	3
3. 児童虐待の状況	5
第Ⅱ章 青少年健全育成関係組織	6
1. 青少年問題協議会	6
2. 青少年地区委員会	7
3. 青少年地区協議会	7
4. 青少年委員会	8
5. スポーツ推進委員	9
6. 保護司会	9
7. 民生委員児童委員協議会	9
第Ⅲ章 北区の青少年健全育成事業	10
1. 青少年地区委員会事業	10

2. 社会を明るくする運動	31
3. 地域環境浄化活動（あいさつ運動）	32
4. 北区子どもかがやき顕彰	34
5. 東京都青少年健全育成協力員	35
6. 夕焼けチャイム	35
7. 社会教育事業（詳細は教育委員会発行「北区の教育」を参照）	35
8. スポーツ推進事業（スポーツ推進課）	36
9. 児童館事業（子どもわくわく課）	37
10. 放課後子ども総合プラン〔わくわく☆ひろば〕（子どもわくわく課）	38
11. 子ども支援事業（子ども家庭支援センター）	40

<参考資料>

○東京都北区青少年健全育成関係組織図	46
○令和5年度北区青少年健全育成活動基本方針	47
○東京都北区青少年問題協議会条例	73
○東京都北区青少年問題協議会要綱	74
○東京都北区青少年地区協議会細則基準	75
○東京都北区青少年地区委員会規約基準	76

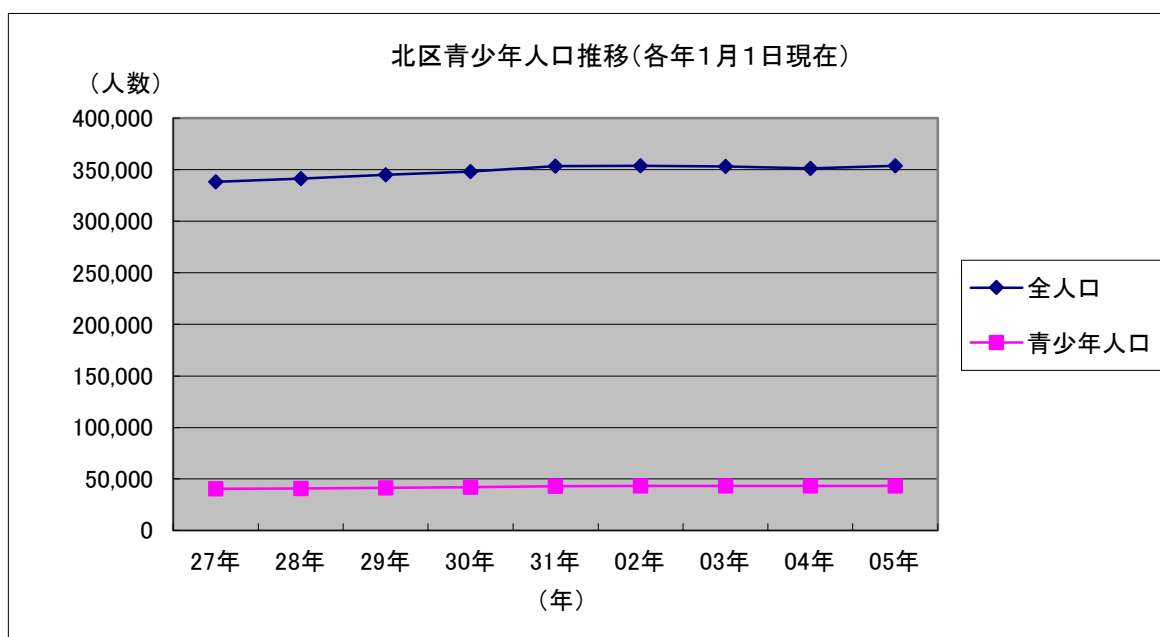
第 I 章 北区の青少年をとりまく現状

1. 青少年人口の推移

北区内に居住している18歳未満の青少年人口は、令和5年1月1日現在43,176人（注）で、昨年と比較するとわずかに減少している。また、全体に占める割合はほぼ横ばい状態が続いている。また、東京都全体の青少年人口は増加しているが、全体に占める割合は微減となっている。

(1) 北区の青少年人口推移(各年1月1日現在、住民基本台帳より)

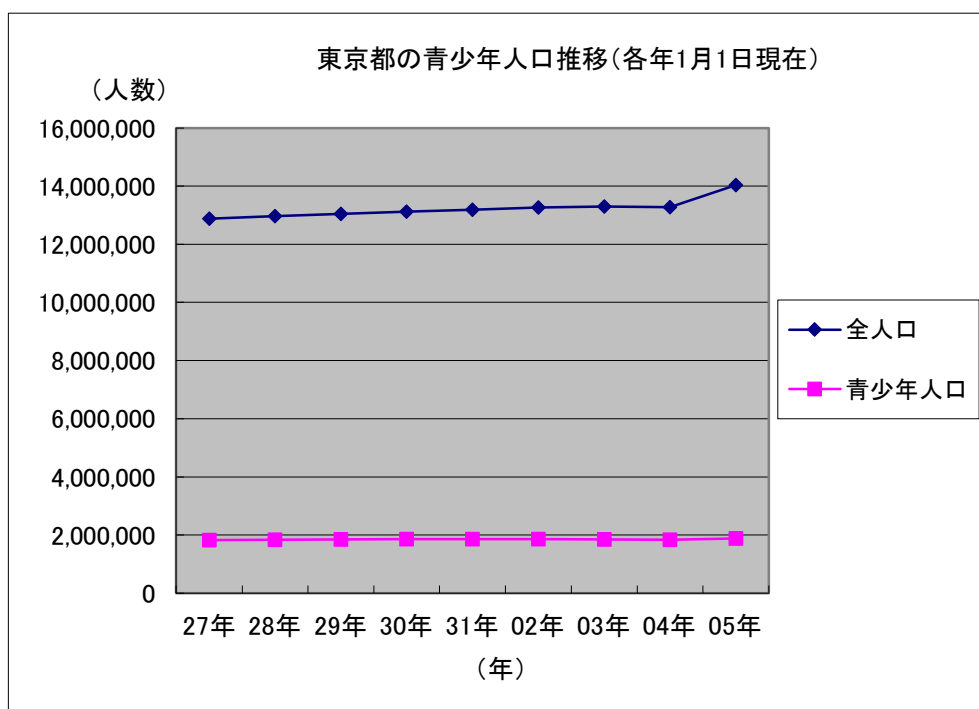
	全人口(人) (a)	青少年人口(人) (b)	構成比(%) (b/a)
平成27年	338,084	40,343	11.9
平成28年	341,252	40,776	11.9
平成29年	345,149	41,539	12.0
平成30年	348,030	42,034	12.1
平成31年	353,528	42,880	12.1
令和2年	353,908	43,190	12.2
令和3年	353,158	43,362	12.2
令和4年	351,278	43,206	12.2
令和5年	353,732	43,176	12.2



(注) 平成25年以降は外国人住民を含む。

(2)東京都の青少年人口推移(各年1月1日現在、東京都ホームページより)

	全人口(人) (a)	青少年人口(人) (b)	構成比(%) (b/a)
平成27年	12,880,144	1,828,101	14.2
平成28年	12,966,307	1,841,428	14.2
平成29年	13,043,707	1,849,969	14.2
平成30年	13,115,848	1,856,454	14.2
平成31年	13,189,049	1,859,744	14.1
令和2年	13,257,596	1,857,435	14.0
令和3年	13,297,089	1,851,303	13.9
令和4年	13,277,052	1,833,366	13.8
令和5年	14,034,861	1,883,030	13.4



(注) 東京都の統計は外国人人口を含まない。



2. 非行少年等の状況

[資料:警視庁少年育成課]

(1)北区における非行少年等の検挙・補導状況 (単位:人)

区分	年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
非 行 少 年	犯罪少年 (注1)	92	86	50	52	52	48
	触法少年 (注2)	51	51	26	24	16	31
	ぐ犯少年 (注3)	29	30	16	14	8	2
	小 計	172	167	92	90	76	81
不良行為少年 (注4)		908	733	1,026	840	430	328
合 計		1,198	1,007	668	520	301	490

※注1 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。

※注2 触法少年……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

※注3 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

※注4 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年をいう。

(2)北区における非行少年の学識別検挙・補導状況 (単位:人)

	小学生	中学生	高校生	大学生	その他学生	有 職	無 職	合 計
令和4年	27	7	30	1	3	3	10	81
令和3年	11	16	25	2	2	12	8	76
増 減	16	△9	5	△1	1	△9	2	5

(3)北区における刑法犯罪種別検挙・補導状況[刑法犯少年(注)] (単位:人)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合 計
令和4年	0	15	27	9	0	15	66
令和3年	0	17	20	2	0	13	52
増 減	0	△2	7	7	0	2	14

※注 刑法犯少年……刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年の総称をいう。
ただし交通事故による業務上過失致死(傷)罪を除く。

(4)北区における特別法犯罪種別検挙・補導状況[特別法犯少年(注)] (単位:人)

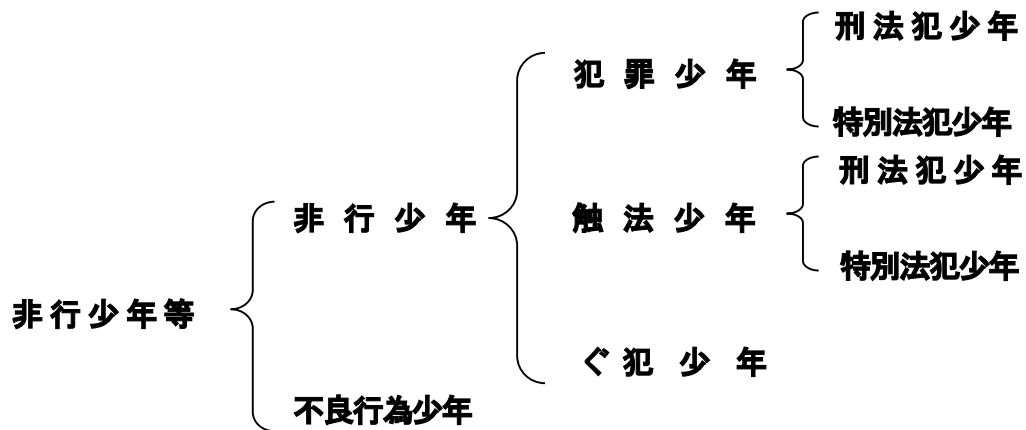
	軽犯	銃刀法	覚せい剤	大麻	毒劇法	その他	合計
令和4年	3	0	0	1	0	9	13
令和3年	3	0	0	5	0	8	16
増減	1	0	0	△4	0	1	△3

※注 特別法犯少年…刑法及び交通法令以外の刑罰法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

(5)北区における不良行為少年の補導状況 (単位:人)

	喫煙	深夜はいかい	飲酒	家出	怠学	指定行為	その他	合計
令和4年	33	187	18	0	2	0	88	328
令和3年	32	142	7	0	0	0	44	225
増減	1	45	11	0	2	0	44	103

<参考図>



3. 児童虐待の状況

[資料:東京都北児童相談所]

① 虐待に関する相談受案件数の推移 (単位:件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
北区内	334	362	530	563	568	584
北児童相談所管内	1064	1228	1645	1715	1653	896
管轄外	5	18	5	12	10	1
所管内・所轄外合計	1069	1246	1650	1727	1663	897

※北児童相談所管内・・・(R2.6までは荒川区、R4.6までは板橋区を管轄)

② 虐待の経路別受案件数(北区内) (単位:件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
家族・親戚	29	25	62	59	58	63
近隣・知人	99	104	113	129	110	110
児童本人	3	5	10	7	14	11
福祉事務所	2	0	0	0	0	1
児童委員	0	0	0	0	0	2
保健所・保健センター	0	1	0	0	1	0
医療機関	3	10	13	9	10	6
保育所	0	0	0	4	1	0
子ども家庭支援センター	4	6	23	24	10	13
警察等	142	141	224	253	262	277
学校等	4	13	13	12	16	11
その他	48	57	72	66	86	90
合計	334	362	530	563	568	584

③ 虐待の内容別受案件数(北区内) (単位:件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体的虐待	53	74	108	129	130	103
育児放棄・怠慢(ネグレクト)	30	37	45	40	40	42
性的虐待	1	4	5	2	0	4
心理的虐待	180	175	280	335	334	364
その他(不明)	12	17	17	14	22	43
非該当	58	55	75	43	42	28
合計	334	362	530	563	568	584

第Ⅱ章 青少年健全育成関係組織

1. 青少年問題協議会

青少年が心身とも明るくたくましい社会人として育っていくためには、青少年自らの努力とともに、周囲の大人たちが積極的に協力、援助することが重要である。

それには、地域活動の主要な担い手である青少年地区委員会をはじめとする各種の青少年育成団体の指導者、区議会議員、専門知識を有する学識経験者及び学校、区、警察署、児童相談所、職業安定所の職員などあらゆる分野にまたがる人々の情報・知識・経験を集め、現状を把握し、対策を検討することが必要である。また、個々の機関・団体が連携し、より効果的な青少年健全育成活動を推進することが求められる。

北区では、区長を会長に、区議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、区職員により青少年問題協議会を設置している。そこでは、当面する課題についての共通な理解の上に立ち、北区における基本的な活動の方向を示した「青少年健全育成活動基本方針」を策定するとともに、情報交換や相互の連携強化を図っている。

① 青少年問題協議会総会開催状況(令和4年度)

開催日・会場・出席数	議 題
令和5年2月3日(金) 書面開催 40名	1. 令和5年度北区青少年健全育成活動基本方針(案)について 2. 報告事項 「北区の青少年非行の現状について」

② 青少年問題協議会専門部会開催状況(令和4年度)

部会名	開催日・会場・出席者数	主な協議事項
青少年育成	令和5年1月6日(金) 9名	1. 令和5年度北区青少年健全育成活動基本方針(案)について 2. その他
環境整備	令和5年1月13日(金) 14名	
企 画	令和5年1月17日(火) 12名	

2. 青少年地区委員会

青少年問題協議会の策定した「青少年健全育成活動基本方針」は、家庭・学校・地域における様々な活動に具体化されることとなるが、その中心となるのが青少年地区委員会である。

委員は町会・自治会、商店街、学校、PTA、保護司、児童委員、青少年委員、その他青少年育成団体など青少年健全育成に関連する様々な分野から選出され、青少年問題協議会会長より2年任期で委嘱されている。

具体的な健全育成活動については、社会を明るくする運動などの全地区で行っていく事業と、各々の地域の伝統や環境に応じて創意工夫された各地区独自の事業とに大別されるが、スポーツ、デイキャンプ、各種レクリエーション活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、社会を明るくする運動などの環境整備や非行防止に関する活動を中心に数多くの事業を実施している。

① 青少年地区委員会委員数(令和5年9月1日現在)

	地区名	委員数		地区名	委員数
1	十条台	90名	11	滝野川東	193名
2	王子	72名	12	西ヶ原東	120名
3	豊島	108名	13	昭和町	91名
4	十条	177名	14	浮間	78名
5	神谷	65名	15	桐ヶ丘	113名
6	赤羽西	125名	16	田端	105名
7	志茂	99名	17	東十条	81名
8	赤羽	82名	18	堀船	83名
9	赤羽北	110名	19	東田端	84名
10	滝野川西	80名		合計	1956名

3. 青少年地区協議会

区内における青少年健全育成活動は、青少年地区委員会を中核として展開されるが、実際の活動にあっては、各地区委員会相互の連携を図ることが重要であり、また区内の警察署や小・中・高等学校の関係機関との情報交換を通じて、青少年の現状を正しく把握することが重要である。

北区では、区内を滝野川・王子・赤羽の3地区に区分し、各々の地区内にある青少年地区委員会の代表、区立小・中学校校長の代表、小・中・高等学校の生活指導主任、警察署生活安全課職員等から構成される青少年地区協議会を組織し、地域における青少年健全育成活動、非行防止、家庭教育の現状などについて協議し、各関係機関の連携を図っている。委員数は、王子地区72名、赤羽地区81名、滝野川地区68名(令和5年8月1日現在)。

① 青少年地区協議会開催状況

地区	開催日・会場・出席者数	主な協議事項
赤羽	令和5年7月7日(金) 赤羽会館 大ホール 81名	1. 青少年の健全育成の現況と課題について ①学校内での児童・生徒の状況及び地域に望むこと ②少年非行の傾向と現況及び地域での安全対策について ③青少年地区委員会の活動計画について 2. その他 ①社会を明るくする運動について ②北区子どもかがやき顕彰について ③ニュースポーツ用品・野外活動用具及びDVDの貸出について
王子	令和5年7月4日(火) 北とぴあ ペガサスホール 72名	
滝野川	令和5年7月18日(火) 北とぴあ ペガサスホール 68名	

4. 青少年委員会

青少年健全育成の推進にあたっては、専門的知識や技術をもった指導者によるきめ細やかな活動の推進が必要である。

青少年委員会は、青少年地区委員会などの推薦により、北区教育委員会が青少年委員として委嘱した61名の青少年指導者で組織されている。

北区の社会教育行政の推進者として、ジュニアリーダー研修会、シニアリーダー研修会、青少年団体指導者講習会、小・中学生アイデア工夫展、親子でチャレンジ飛鳥山、成人の日記念式典第二部「新成人の集い」を主催し、さらにその他各青少年団体の行う事業の支援等、様々な事業を実施している。

5. スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づいて区から委嘱された非常勤の地方公務員で、青少年地区委員会や体育協会等、関係団体からの推薦と公募区民によって構成され、地域スポーツ推進のための指導、助言や総合型地域スポーツクラブの設立、育成及び支援などを行っている。

令和5年4月1日現在、48名のスポーツ推進委員がその活動と委員相互の連携を図るためにスポーツ推進委員協議会を設けて、ニュースポーツの普及やスポーツ行事への協力、研修会の実施等を行っている。

6. 保護司会

地域の環境浄化、犯罪少年の更生の援助、犯罪の予防など青少年の非行防止や健全育成にあたっては、専門家の指導助言に負うところが大きい。

保護司もその一つで、法務大臣から委嘱を受けて青少年の非行防止、更生保護に日夜努力している。

北区には、令和5年7月1日現在101名の保護司がおり、保護司としての活動とともに青少年地区委員会の委員としても地域の行事等に参加し、専門的知識を生かして幅広い活動を行っている。

7. 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて民生委員推薦会が地域住民の中から「人格識見が高く住民の信頼の厚い人」を選び、都知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。担当地域の高齢者や障害者の方々、生活に困っている方等の悩みや問題の気軽な相談相手として、また、行政機関へのパイプ役として日々活動している。同時に児童委員として子どもをめぐる様々な問題についても、相談活動や環境作り等の役割を担っている。

令和5年9月1日現在、区内には290名の民生委員・児童委員が活動しているが、実際の活動にあたっては区域を担当する民生委員(217名)と児童福祉を専門に担当する主任児童委員(19名)に分かれる。

主任児童委員については、児童及び青少年に関する問題を専門に担当し、学校や児童相談所などの関係機関とも連携を図りながら問題の解決に努め、地域担当の児童委員と連携・協力して活動している。

第三章 北区の青少年健全育成事業

1. 青少年地区委員会事業（生涯学習・学校地域連携課）

(1)「家族ふれあいの日」推進事業

北区では、平成14年度から毎月第3土曜日を北区「家族ふれあいの日」としていたが、17年度からは第3日曜日も「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域では、家族そろって参加できるような行事を実施している。

「家族ふれあいの日」推進事業実施状況(令和4年度)

地区名	事業名	実施日	場所	参加人数
十条台	親子遠足	10月23日	群馬県安中市	35名
王子	中止			名
豊島	中止			名
十条	中止			名
神谷	中止			名
赤羽西	中止			名
志茂	スタンプラリー「地域めぐり」	10月23日	志茂町会自治会連合会	114名
赤羽	第21回 ばねっこまつり	10月29日	赤羽公園広場・時計台部分	883名
赤羽北	ファミリースポーツの集い	10月23日	袋小学校	300名
滝野川西	中止			名
滝野川東	ファミリーバスハイク	3月12日	小松沢レジャー農園	76名
西ヶ原東	第21回西ヶ原ファミリーローズフェスタ	2月11日	滝野川会館一階 大ホール	453名
昭和町	家族でいくムーミンバレーパーク	11月28日	ムーミンバレーパーク	155名
浮間	このはままつり	11月13日	浮間中学校	1,400名
桐ヶ丘	親子ふれあい体験	10月2日	ふなばしアンデルセン公園	63名
田端	中止			名
東十条	中止			名
堀船	中止			名
東田端	家族ふれあいバスハイク	7月17日		117名
合 計(19地区委員会)				3,596名

(2)青少年地区委員会活動推進事業

① 広報・啓発活動

青少年健全育成活動の推進にあたっては、区民からの理解と協力を得ることがより重要である。北区では、「北区ニュース」などで随時情報を提供しているほか、懸垂幕、ポスターなど様々な媒体を通じて、区民の方々への広報活動を行っている。例年、11月の子供・若者育成支援強調月間を中心に、各青少年地区委員会で「あいさつ運動」を行っている。また、青少年地区委員会では「地区だより」の発行等、各管内の世帯へ広報活動を行っている。

②地区委員研修

青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修会を行っている。

- ・開催日、場所：令和4年11月8日（火）、北とびあ 飛鳥ホール
- ・講演 「ヤングケアラーについて」※ワークショップ形式
- ・講師 立教大学 コミュニティ福祉学部福祉学科
助教 田中 悠美子氏

③キャンプ用品等貸出

青少年地区委員会活動の活性化を図るため、様々な物品の貸出を行っている。

- ・キャンプ用品(テント、飯ごう、鍋、皿、スプーンなど)
- ・その他用品(ゼッケン、ガーデンプール、キンボールセットなど)

④健全育成功労者表彰

青少年の健全育成活動の功労者に対しては、東京都知事による表彰が行われているが、北区においても独自の表彰制度を設けている。東京都北区青少年健全育成功労者表彰要綱に基づき、長年にわたり青少年の健全育成のために尽力し、特に功績顕著と青少年地区委員会会長が推薦した委員を表彰している。令和4年度は、44名の委員に表彰状を贈呈した。

(3)各青少年地区委員会の活動状況

令和4年度の各青少年地区委員会の活動状況は次ページ以降のとおりである。

1. 青少年十条台地区委員会

(1) 活動方針

十条台地区委員会では、地域、学校と一体となって「子どもの目線で考え行動する」ことをモットーにしています。行事の実施にあたっては、実行委員会方式をとり、経験者の豊富な知識と新しい委員やPTAの新鮮な発想とを結びつけてきました。十条台地区委員会は、地域の中で子どもにとって望ましい環境を整備し、子どもたちの健全育成を目指しています。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
4. 4. 28	定期総会	令和3年度事業・決算報告 令和4年度事業計画・予算	十条台ふれあい館	49名
6. 12	第35回地域ふれあいウォークラリー	地域探索、クイズ、ゲーム	十条小学校周辺	162名
6. 30～7. 1	富士祭礼パトロール	非行・事故防止パトロール	富士神社周辺	94名 94名
7.	社明合同ミニ集会	講演会（保護司会と共催）	十条台ふれあい館	中止
7. 17	デイキャンプ	飯ごうすいさん、カレー作り、ゲーム、花火など	十条富士見中学校	中止
10. 1～2	第39回ふるさと北区区民まつり	出店部会担当 （十条台地区連合町会と共催）	飛鳥山公園	中止
10. 23	親子遠足（家族ふれあいの日推進事業）	バスハイク	碓氷峠・鉄道文化むら	35名
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（保護司会等と共催）	王子駅周辺	3名
10. 31	機関誌の発行	「十条台の青少年」第96号を発行	管内・管外	10,500部
5. 1. 6	新年顔合わせ会	十条台地区連合町会・北区赤十字奉仕団十条台分団との合同実施	旧十条台小学校体育館	中止
2. 5	王子稲荷初午祭礼パトロール	非行・事故防止パトロール	王子稲荷神社周辺	77名
2. 5	反省会	地区委員会の1年を振り返って	十条台ふれあい館	26名
2. 12	第53回どんどん祭り（こども会）	ゲーム、工作など	王子第二小学校体育館	241名
3. 3	すいれん会	王子地区推進委員連絡協議会	東十条ふれあい館	5名
3. 31	機関誌の発行	「十条台の青少年」第97号を発行	管内・管外	10,500部

2. 青少年王子地区委員会

(1) 活動方針

少子化により子どもの数が減少している中で、当地区委員会は非行や暴力のない健全な地区環境づくりに取り組んでいます。事業活動では、児童館と緊密に連携をとりながら、企画実施しています。また、広報活動として「広報紙わかば」を発行し、管内小学校の全児童へ配布し、地域に広くPRして青少年の健全育成活動を進めています。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
4. 5. 25	定期総会	令和3年度事業報告、決算監査報告 令和4年度事業計画、予算案	王子地域振興室	34名
6. 12	ウォークラリー大会	児童館共催	王子地区周辺	97名
7. 1	広報誌発行	わかば97号(3小学校全児童配布) 発行		2,000部
7. 21～31	ラジオ体操会	世代交流、コミュニティ体操として 実施	豊島公園等、7会場	中止
8. 28	お楽しみ会	児童館共催（みんなで一緒にゲーム 等を楽しむ。）	王子小学校体育館 ・校庭	中止
10. 1～2	ふるさと北区区民まつり	町会自治会連合会、青少年地区委員 会で部会及び出店を運営	飛鳥山公園	中止
10. 16	ボウリング大会	親子でボウリングを楽しむ	サンスクエアボウル	中止
10. 30	社会を明るくする運動	王子駅頭広報活動(保護司会等共催)	王子駅北口周辺	3名
11. 5	こんこんまつり	王子東児童館主催	王子東児童館	451名
11. 20	第1回ボッチャ大会	「家族ふれあいの日」推進事業	王子小学校	38名
5. 1. 12	新年顔合わせ会	町会自治会連合会共催、相互親睦	北とぴあ	80名
3. 1	広報誌発行	わかば第98号(3小学校全児童配布) 発行		2,000部
3. 3	王子地区すいれん会	王子地区推進委員情報交換会	東十条区民センター	4名

3. 青少年豊島地区委員会

(1) 活動方針

地区委員会事業は青少年健全育成を目指し、推進委員をはじめ青少年委員・スポーツ推進委員が協力し、地域の学校・児童館等、各団体と連携をとりながら事業を推進していく。

また、少年剣友会などの活動団体に対して人材交流の面から相互協力を深めている。特に若い指導者には推進委員への就任を要請し、地区全体の活動に携わってもらう事で事業の活性化を一層図っていく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場 所	参加者数
4 4 14	監査会	令和3年度収支決算監査	地域振興室会議室	5 人
4 4 20	臨時役員会	令和3年度事業報告・収支決算報告 令和4年度事業計画(案)・予算(案)	豊島ふれあい館	10 人
4 4 23	運営委員会・総会 【書面開催】	臨時役員会で承認された議案書を送付		人
4 4	歩こう会	青少年健全育成と体力増進		【中止】 人
5 5 15	カップまつり[第28回]	連合町会・カップまつり実行委員会主催	豊島公園 明桜中学校校庭	【中止】 人
5 5 26	推進委員会議	歩こう会、ウォークラリー、夏季パトロール	豊島ふれあい館	23 人
6	六校連絡協議会	学校と地域の連携・協力による児童生徒の健全育成[懇談会]	明桜中学校	【中止】 人
7 7 24	社会を明るくする運動	駅頭広報活動 〔ウェットティッシュ配布等〕	JR王子駅頭	【延期】 人
7	社会を明るくする運動 「合同ミニ集会」	保護司会との共催	豊島ふれあい館	【中止】 人
7 7 25~	夜間パトロール	愛の一声運動 新型コロナウイルス感染拡大のため8月8日終了	豊島管内全域	のべ90 人
9	歩こう会	青少年健全育成と体力増進		【中止】 人
10 10 1・2	区民まつり	アトラクション部会	飛鳥山公園	【中止】 人
10 10 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動〔ウェットティッシュ配布等〕	JR王子駅頭	5 人
11 11 7	豊島大運動会[第48回]	青少年健全育成と老若男女を交えての 明るい町づくり	明桜中学校校庭	【中止】 人
11	六校連絡協議会	学校と地域の連携・協力による児童生徒の健全育成[懇談会]	明桜中学校	【中止】 人
12 12 17	クリスマス子ども会	工作、ゲーム、パネルシアター等	豊島ふれあい館	【中止】 人
12 12 19~	歳末防火防犯パトロール	夜間に防火防犯の目的を含めてパトロール（12月22日まで）	豊島管内全域	47 人
5 5 1 12~	青少年団体指導者講習（全5回）	子どもも楽しむ自分も楽しむ 冬でも思いっきりレクリエーション	北とぴあ他	1 人
1 1 17	新年顔合わせ会	連合町会との共催	豊島ふれあい館	【中止】 人
1 1 23	カップまつり準備会	カップまつり他行事の開催について	豊島ふれあい館	21 人
1 1 29	歩こう会	青少年健全育成と体力増進	旧岩崎邸～不忍池散策	8 人
2	研修会	推進委員研修会		【中止】 人
2	六校連絡協議会・懇親会	学校と地域の連携・協力による児童生徒の健全育成[懇談会]	豊島ふれあい館	【中止】 人
3 3 1	推進委員会議	ウォークラリー（スタンプラリー）大会について	豊島ふれあい館	32 人
3 3 5	すいれん会（王子地区推進委員連絡協議会）	王子地区推進委員の意見交換	東十条ふれあい館	44 人
3 3 6	親と子の一日バスハイク	「家族ふれあいの日」推進事業		【中止】 人
3 3 17	推進委員会議	ウォークラリー（スタンプラリー）大会について	豊島ふれあい館	25 人
3 3 24	地区ニュース発行	「若い木」第95号	豊島管内全域	8,100 部
3 3 26	ウォークラリー大会	2023豊島スタンプラリー	豊島地区管内	40 人
年 間	少年剣道教室	健全育成活動として 毎週日・水・土曜日・祝日実施	豊川小学校	毎回約30 人

4. 青少年十条地区委員会

(1) 活動方針

青少年が次代を担うにふさわしい意志の強い、自立した社会人に育つことを目指し、青少年と大人がふれあいの場を通じて、ともに学び、ともに進む青少年健全育成活動を積極的に推進していくことを目標にしている。

当地区委員会では、管内の町会、小・中学校、関係機関等との連携を密にしながら「豊かな心を育てる明るい地域づくり」をスローガンに、スポーツ活動をはじめ様々な青少年健全育成活動に取り組んでいる。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
4. 5.	総 会	令和3年度事業・決算、監査報告 令和4年度事業計画・予算(案)	書面開催	—
6. 19	ボッチャ体験会	各小学校ごとにボッチャを体験	北ノ台スポーツ多目的広場 体育館・王五小体育館	91名
6. 30 ～7. 1	愛の一声運動	富士神社祭礼に伴う警備	十条富士神社周辺	延べ209名
7. 21 ～23	早起きラジオ体操会	早起きラジオ体操会 (町会連合会と共催) 7. 30までの予定だったが、新型コ ロナウイルス感染拡大のため、7. 24以降は中止	王五小・西が丘小校庭	延べ888名
10. 1 ～2	第39回ふるさと北区 ～2区民まつり	町会連合会と合同で王子地区レク リエーション部会と十条地区出店 販売を担当	飛鳥山公園	中止
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動(共催保護司会等)	J R王子駅頭	2名
11. 6	社会を明るくする運動	駅頭広報活動(共催保護司会等)	J R十条駅頭	22名
11. 9	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験(町会との共催)	上十条五丁目町会管内	52名
11. 20	第11回フォトアドベンチャー ラリーじゅうじょうクエスト 2022	エリア内のゲームやクイズをしな がらまち歩きをし、まちの様子を 再発見。コロナ対策として集合場 所を2ヶ所に分けた。	王子第五小学校、上十条ふれ あい館を起終点に、板橋区加 賀、仲宿、板橋三丁目エリア 区域	273名
12. 11	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験(町会との共催)	十条仲原一丁目町会管内	42名
12. 14 ～ 5. 1. 16	家族ふれあいの日推進事業 ～「家族でチャレンジinホ ム」	新型コロナ感染拡大防止のため、 自宅で家族で楽しめる企画。5部門 に対し家族でチャレンジし、作品 の工程写真と完成写真を提出し、 審査・表彰。受賞作品を十条銀座 のお休み処に展示	展示期間 令和5年3月6日～3月13日	39件応募
12. 18	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験(町会との共催)	上十条二丁目町会管内	46名
12. 25	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験(町会との共催)	十条仲原3丁目町会管内	26名
12. 30	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験(町会との共催)	上十条三丁目町会管内	49名
5. 1. 21	新年懇親会	管内三団体合同による新年会	王五小体育館	中止
2. 12	ボッチャ体験会	子ども・保護者混合チームによる 体験会	十条富士見中体育館	84名
3. 3	すいれん会 (王子地区推進委員連絡協議会)	各地区主要事業報告及び情報交換	東十条ふれあい館3階第1 ホール	5名
3.	地区委員会広報誌発行	管内の各町会回覧及び小・中学 校・青少年地区委員・児童館・保 育園等へ配布	—	2,500部発行

5. 青少年神谷地区委員会

(1) 活動方針

1. 地域が一体となって青少年に愛の手をさしのべよう。
2. 明るく健全な家庭づくりを促進しよう。
3. 町の美化に努め、ふるさと神谷を愛する心を養おう。
4. 青少年に規律と礼儀を守る素直な心を養おう。
5. 毎日の生活で感謝する心を忘れないようにしよう。
6. 青少年に豊かな心と強くたくましい体を培おう。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
4. 5. 11	定期総会	令和3年度事業報告・決算報告 令和4年度事業計画・予算(案)	書面開催	(74部)
6. 9	地区だより発行	神谷地区だより第22号の発行	管内	(1,650部)
7. 21～26	管内パトロール	各町会・自治会、商店街、神社等の 夏季行事に際してパトロールを実施	管内	延40名
7. 21～31	ラジオ体操(前期)	各町会自治会と共催で実施	神谷小学校ほか	中止
8. 21～31	ラジオ体操(後期)	青少年の体力作りと生活指導を兼ね て、各町会・自治会と共催で実施		
9. 11	木のクラフト展	小中学生が制作した木工作品を展示 して地域の方に見てもらおう	神谷区民センター	(出品)83名 (来場)168名
10. 1～2	ふるさと北区区民まつり	児童館と合同でレクリエーション部 会	赤羽公園、赤羽会館	中止
10. 15	少年の主張発表会	神谷小・稲田小・神谷中 各校児童 生徒7名による発表	神谷中学校	333名
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動(共催 保護司会等)	J R 赤羽駅	2名
11. 20	野外活動	日帰り旅行で地域の子どもたちとの 交流を図る	国立科学博物館	48名
12. 11	神谷もちっこ会	神谷小学校PTAほかとの共催で もちつき、ゲーム等を実施	神谷小学校	中止
5. 1. 21	新年懇親会	推進委員の親睦を図る	神谷区民センター	中止
2. 9	すいれん会	赤羽地区推進委員連絡協議会	浮間区民センター	4名

6. 青少年赤羽西地区委員会

(1) 活動方針

- ・地区内における青少年の環境や実態の把握に務め、地区の事情に即した事業を展開することで、青少年の健全育成を図る。
- ・地区内の小、中、高等学校や児童館などの関係機関と相互に連携を図り、地区住民の理解と協力を得ることで、地域で一体となった青少年の指導育成を推進する。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
4.5.19	総会	令和3年度事業及び決算報告 令和3年度監査報告 令和4年度事業及び予算案 令和4年度役員改選		
7.2	四校連合同講演会	P T A、地区委員会等を対象とした青少年健全育成事業（保護司会共催） 宇山 賢氏（元フェンシング競技日本代表） 「“苦手”を克服することは“得意”を活かす」	梅木小学校	116名
10.1~2	ふるさと北区 区民まつり	赤羽公園内特設ステージを担当（赤羽西地区町会自治会連合会共催）	赤羽公園	中止
10.16	大運動会	お年寄りから子どもまで楽しく参加できる運動会を開催	梅木小学校	中止
10.30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（保護司会共催）	赤羽駅前	4名
11.6	ファミリーまつり （家族ふれあい事業）	お年寄りから子どもまで家族そろって楽しめるまつりを実施（児童館共催）	梅木小学校	中止
12.11	野外活動のつどい・ 施設見学会	東京スカイツリー及びすみだ水族館見学	東京スカイツリー すみだ水族館	46名
5.1.20	三団体合同新年会	赤羽西地区町会自治会連合会・日赤赤羽西分団との合同新年会	赤羽会館	69名
2.12	室内ゲーム大会	青少年の体力向上を目的に各種ゲームを実施（児童館共催）	西が丘小学校体育館	中止
3.4~5	委員宿泊研修	令和4年度事業の反省、令和5年度事業計画の企画・立案ほか	千葉県銚子市	7名
3.31	地区だより発行	赤羽西地区だより第48号発行 青少年事業の感想文などを掲載	発行部数1,000部	

7. 青少年志茂地区委員会

(1) 活動方針

青少年志茂地区委員会では、次の活動方針により、青少年の非行ならびに事故防止、また次の時代を担う人材の育成に取り組んでいる。

1. 野外活動やスポーツなどの行事をとおり、自立心や自尊心、責任感のある青少年を育成する。
2. 地域の美化活動や社会活動をとおり、地域への愛着や他者への思いやりの心を持った青少年を育成する。
3. 有害図書調査や地区内のパトロールなど、青少年をとりまく環境の浄化に努める。
4. 学校やPTA、交流館、その他関係団体と強固な協力態勢を築き、地域一体で青少年の健全育成を推進する。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
4. 5. 27	委員総会	平成3年度事業報告・決算報告 令和4年度事業計画案・予算案	志茂ふれあい館	60名
6. 7～17	環境整備事業	なでしこ小学校「あいさつプロジェクト」	なでしこ小学校	延92名
7. 24	環境整備事業	社会を明るくする運動講演会 (共催 北区保護司会)	志茂ふれあい館	35名
9. 17	野外活動事業	しもっこミニフェスティバル (共催 志茂子ども交流館)	志茂子ども交流館	延407名
10. 1～2	ふるさと北区区民まつり	アルファ米弁当作り フリーマーケット会場設営・運営	赤羽会館 赤羽公園	中止
10. 12～ 28	環境整備事業	なでしこ小学校「あいさつプロジェクト」	なでしこ小学校	延88名
10. 23	家族ふれあいの日事業	スタンプラリー「地域めぐり」	なでしこ小学校	114名
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動 (主催 北区、北区保護司会)	JR赤羽駅	3名
11. 26	野外活動事業	名探偵しももん (共催 志茂子ども交流館)	志茂子ども交流館	延92名
5. 1. 13	全体顔合わせ会	志茂地域の青少年健全育成に関 わる諸団体との交流	志茂ふれあい館	54名
2. 19	スポーツ大会	第1回ティーボール大会	なでしこ小学校	62名
3. 31	志茂地区だより (第49号) 発行	広報誌 (1,600部) を発行し、志茂 地域へ配布		

8. 青少年赤羽地区委員会

(1) 活動方針

主にJR赤羽駅東側を管轄する赤羽地区は、商店街や大型スーパーマーケットも複数あり、賑わいのある町として栄えている。この活気ある町を将来につなげ、より一層住み良くしていく上で、青少年の健全育成は重要な施策である。

各種の事業を通して、親子がより良い人間関係を築くと共に、管内の自治会、商店街、そして児童館、小・中学校とも連携を図りながら、より一層地域の活性化を促進し、地域における青少年の健全育成を図ることを基本理念としている。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
4. 5. 17	定期総会	令和3年度事業・会計報告 令和4年度事業計画・予算(案)	赤羽会館 大ホール	38名
8. 21	お楽しみ鑑賞会(大道芸)	大道芸・バルーンアート	赤羽会館 大ホール	135名
9月	施設見学	施設見学	赤羽公園	中止
10. 1～2	ふるさと北区区民まつり	会場案内所運営 連自治会と共に出店	赤羽公園	中止
10. 1～2	きたちゃんを探そう	挨拶を実践、指導するゲーム実施	赤羽公園	中止
10. 29	第21回ばねっ子まつり	小学生委員を中心にゲームなど実施 (赤羽児童館共催)		898名
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	JR赤羽駅	5名
11. 6	野外活動	食事作り及び児童館ゲーム	赤羽自然観察公園	中止
5年1月	地区だより発行	第31号発行(8,050部)	管内全域	
1. 26	三団体合同新年会	他団体と地区委員相互の親睦交流	赤羽会館大ホール	中止
2月	スポーツ大会	ドッジビー	赤羽岩淵中学校	中止
3. 18	映画鑑賞会	かいけつゾロリ・弁当の日	赤羽会館大ホール	131名

9. 青少年赤羽北地区委員会

(1) 活動方針

子どもを育む「地域の力」になろう。

1. 地区委員の一人ひとりが、異年齢・異世代間交流を進めて赤羽北地区の連帯感を深めよう。
2. 地域の学校・PTA・児童館等、各団体と協力して青少年の健全育成を進めよう。
3. 健全な地域環境を培っていく「地域の力」になろう。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
4. 5. 15	こどもまつり	赤羽北・袋児童館、赤羽北・袋・保 育園共催事業 ミニ機関車、ゲームコーナー、警察 消防の広報活動など	第四岩淵小学校 校庭・体育館	中止
6. 17	地区委員会総会	3年度事業報告・4年度事業計画	赤羽北ふれあい 館第一ホール	23名
7. 15	夏休み非行防止対策 会議	子どもの非行防止について赤羽警察 管内の状況や各学校の取組等の報告	赤羽北ふれあい 館第一ホール	24名
9.	野外活動(テイクアップ)	自然と親しみ、野外での共同作業・ レクリエーション等の体験	関東近郊	中止
10. 1～31	みんなで街をきれい にする運動	各町会・自治会単位での雑草取りや 地域清掃活動	赤羽北地区管内	各町会自 治会実施
10. 1, 2	区民まつり	アトラクション部会を担当	赤羽会館講堂	中止
10. 23	ファミリースポーツ の集い	「家族ふれあいの日」推進事業とし て綱引きや障害物競走などを家族み んなで楽しむイベント	袋小学校校庭	300名
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	赤羽駅前	5名
11.	さかた・きたくふれ あい市	赤羽北・岩淵・袋児童館共催事業、 酒田市の物産市を開催	第四岩淵小学校 校庭	中止
12. 20	環境浄化活動	管内の環境を浄化するためのパトロ ールを実施	赤羽北地区管内	15名
4. 1.	赤羽北地区三団体	青少年、連合会、赤十字奉仕団の三 団体合同新年会	赤羽北ふれあい 館第一ホール	中止
5. 2. 26	委員研修会	委員相互の情報交換・資質の向上	千葉県富津市等	26名
3.	地区だより発行	地区の活動を紹介した広報紙を発行 管内全世帯配布		中止

10. 青少年滝野川西地区委員会

(1) 活動方針

「地域の子どもは地域で育て、青少年の非行のないまちをつくる」を目標とし、様々な活動を通じて、次代を担う青少年の健全育成を図る。

- ・自治会、学校、PTA、児童館等と連携をとり、事業を推進していく。
- ・様々な行事への参加を通じて子ども達の経験を豊かにし、社会性や協調性を養う機会を設ける。
- ・スポーツ交流や実地体験、レクリエーションを中心とした事業を展開していく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
4.6.15	地区委員会総会	令和3年度事業・決算・監査報告 令和4年度事業計画・予算	滝野川西 区民センター	60名
7.6	青少年健全育成懇談会	西部自治連合会との共催、警察署による 講話、講師による講演会、学校・PTA との意見交換会を実施	滝野川西 区民センター	60名
7.15	納涼と防災のタベ	消防署員によるクイズ形式の防火・防災 教育、打ち上げ花火鑑賞	滝野川紅葉中学 校校庭	【中止】
10.1~2	ふるさと北区 区民まつり	児童館と協力しゲームコーナーを担当 西部自治連合会とフランクフルト屋台 を出店	滝野川体育館 滝野川公園	【中止】
10.30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	板橋駅東口	4名
11.13	ディキャンプ	飯ごうすいさん・カレー作りとレクリエ ーションを通じた実地体験と相互交流	赤羽自然 観察公園	52名
12.11	こどもクリスマス会	タペストリーによるクリスマスツリー 作り、映画上映、サンタ登場	滝野川西 区民センター	323名
5.5.1	地区だより発行	管内配布	管内各自治会	9,000部
5.21	バスハイク（家族ふれ あいの日事業）		八景島シーパラ ダイス	116名

1 1. 青少年滝野川東地区委員会

(1) 活動方針

当地区委員会の地域では、集合住宅の建設等により、子どもの数が増加傾向の自治会もある。こうしたなか、青少年の豊かな心を育てるため、地域・学校・家庭などが協力しあい、次代を担う子どもたちが、たくましく元気に成長してくれることを願っている。委員と学校・PTA、行政との連携をさらに密にして、地域社会の動向を見極め、効果的なイベントの実施や万全の対策を期していく方針である。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
R4. 5. 22	第47回大運動会	大運動会（各自治会対抗）	西ヶ原小学校	(中止)
5. 25	総会	令和3年度決算及び事業報告	滝東ふれあい館	34名
6. 22	第49回青少年健全育成懇談会	令和4年度予算（案）及び事業計画	第一ホール	
6. 22	第49回青少年健全育成懇談会	地域・小中学校・PTA・警察等との意見交換会（地域と学校の連携）	滝東ふれあい館 第一ホール	42名
6. 29	地区委員会議	令和4年度事業計画等	滝東ふれあい館	32名
7. 20～8. 31	夏季健全育成事業	ラジオ体操	管内公園・在宅	300名
8. 18	愛の一声パトロール	非行防止講話（滝野川警察生活安全課）及び管内パトロール	滝東区民センター ～飛鳥山公園	48名
10. 1～2	第39回ふるさと北区区民まつり	青少年地区委員会(アラク部会・出店)、連自治会対抗カラオケ大会実施	滝野川公園	(中止)
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動(共催保護司会等)	JR板橋駅頭	6名
11. 6	第52回 勤労青少年スポーツ大会	自治会対抗ソフトボール大会(北区ソフトボール連盟協力)	中央公園	(中止)
11. 13	第22回 ハートまつり(児童館共同主催事業)	ゲームコーナーや子どもたちの出店、アトラクション、会場警備、環境浄化活動等	滝野川東ふれあい館 全館	(中止)
R5. 1. 18	滝野川東地区三団体合同新春顔合せ会	自治会連合会・日赤滝野川東分団 青少年地区委員会合同の新春総会	滝野川会館大ホール	134名
2. 22	第50回青少年健全育成懇談会	地域・小中学校・PTA・警察等との意見交換会（地域と学校の連携）	滝東ふれあい館 第一ホール	51名
3. 12	第18回 ファミリーバスハイク	「家族ふれあいの日」推進事業	秩父小松沢レジャー農園	79名

1 2. 青少年西ヶ原東地区委員会

(1) 活動方針

「青少年に明るい未来と豊かな心」を育てるためには、家庭・地域・学校が相互に連携をとり、それぞれの機能を十分に発揮していくことが大切であると考えます。次代を担う子どもたちが、地域の中で、心身共に逞しく元気に成長していくことを願い、手作りの健全育成事業を実施しています。これからも、地区委員会として、子どもたちに良い環境と心に残る感動を提供する努力をしてまいります。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
04.5.8	第39回 西ヶ原東地区大運動会	自治会対抗リレー、綱引き、玉入れ等	滝野川小	中止
6.8	青少年地区委員会総会	2021年度青少年健全育成活動功労者表彰式 2021年度事業報告、決算報告、監査報告 2022年度事業計画、予算案 など	滝野川会館	32名
7.7	第61回 夏季青少年健全育成懇談会	小中学校の夏休み前の青少年指導について青少年理事・委員と学校関係者、児童館、警察署等との懇談会	滝野川会館	36名
7.21～ 9.30	夏季健全育成事業	各自治会と共催で、ラジオ体操等実施	管内各地区実施	
10.1・2	区民まつり	レクリエーション部会、出店への協力	滝野川会場	中止
10下旬	西ヶ原東地区 第12回バスハイク	西ヶ原子どもセンターと共催して、バスハイクを実施	横浜つくし野コース等	中止
10.30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（共催：保護司会）	J R 田端駅前	2名
12.26～ 02.3.31	冬季健全育成事業	各自治会と共催で祝成人式・もちつき大会・小中学校入学祝・卒業祝などの事業を実施	管内各地区実施	
05.1.8	四団体合同新年会	自治会連合会、赤十字奉仕団、防災会議との合同新年会	滝野川会館	130名
2.11	第21回 西ヶ原ファミリーローズフェスタ 「家族ふれあいの日」推進事業	西ヶ原子どもセンターと共催して、舞台演技、射的、ゲームコーナー等を実施	滝野川会館	453名
3.5	第53回 球技大会	西ヶ原子どもセンター・滝野川小・田端小と共催して、ドッジボール大会を実施	滝野川体育館	237名
3.31	地区だより発行	地区だより発行（管内全世帯）		(8,500部)

1 3. 青少年昭和町地区委員会

(1) 活動方針

青少年の健全育成を図るには、各町会・自治会、学校、PTA、児童館等との連携を密にしながら、それぞれの役割を十分発揮することが必要である。

青少年及び子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中で、子ども達が安心して様々な行事に参加できるよう、安全面にも十分配慮していく。

また、イベントを通じて、参加者の環境教育（省資源・省エネ）にも取り組むとともに、行事への参加を契機に地域とのつながりを強められるよう配慮していく。

(2) 活動内容

年	月	日	事業名	事業内容（目的・実施方法など）	実施場所	共催団体名
4	5	27	総会	令和3年度事業報告及び収支報告・令和4年度事業計画(案)及び予算(案)	ふれあい館 第3ホール	
4	7	14	講演の夕べ	家庭と学校と地域の役割について	ふれあい館 第3ホール	保護司会
4	7	23	盆踊り大会（中止）	コロナ禍により飲食以外の催しを行います。射的、お菓子釣り、くじ引きなど	滝野川第五小学校	滝野川第五小学校 PTA
4	8	1 31	ラジオ体操	挨拶の励行と生活習慣の体得	各自治会指定会場	各町会・自治会
4	10 10	1 2	第39回区民まつり（中止）	模擬店（焼きそば）	滝野川公園	
4	10	15	第42回少年の主張発表大会	堀船中学生の各クラス1名と滝五小6年生及び堀船小6年生の児童各1名が発表を行う。8名～9名発表します。	堀船中学校 体育館	青少年堀船地区委員会
4	10	30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	田端駅	保護司会
4	11	26	きたっ子パーク	模擬店・ゲームなどに参加	栄町ふれあい公園	栄町子どもセンター・青少年堀船地区ほか
5	12	18	野外活動推進事業	児童を対象とした体験会（炊飯・カレー作りに挑戦）します	赤羽自然観察公園	
5	1	14	昭和町地区管内3団体合同「新春の集い」	管内3団体合同「新春の集い」	ふれあい館 第3ホール	
5	1	15	新年遊戯大会	昭和時代に遊んだ竹馬、ベーゴマ、コマ回しなどを子ども達と共に楽しみます。豚汁や七草粥も作ります。	滝野川第五小学校	滝五小PTA・栄町子どもセンターほか
5	2	24	滝野川地区推進委員連絡協議会	滝野川6地区の意見交換	滝野川東ふれあい館	
5	3	12	家族ふれあいの日推進事業	親子で海の生き物とのふれあい体験	八景島シーパラダイス	バス2台
5	3	15	青少年昭和町地区推進（運営）委員会	令和4年度事業反省・令和5年度事業計画(案)ほか	ふれあい館 第3ホール	
5	3	19	青少年昭和町地区委員会 研修会	青少年昭和町地区委員会在り方検討会	寒川神社・真鶴町	バス1台

1 4. 青少年浮間地区委員会

(1) 活動方針

当地区委員会では、青少年が安全・安心そして健全な地域環境の中で健やかに明るい希望を抱きつつ成長することを目指す。

青少年委員は各行事における活動が青少年に大きな影響を与えることを自覚し、学校・家庭と連携をとりながら青少年の健全育成につながる事業を推進していく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
4. 5. 11	監査会	令和3年度会計監査報告	浮間区民センター	5名
5. 25	定期総会（書面開催）	1. 令和3年度事業報告・決算報告 2. 令和4年度事業計画・予算 3. 健全育成活動功労者表彰	浮間区民センター	85名
5. 22	花いっぱい運動	季節の花をプランターに植栽	浮間区民センター前面広場	16名
6. 12	ふれあいフィッシング大会	大漁賞、大物賞を目指し、親子で釣りを楽しむ。（2部制）	浮間つり堀公園	各回40名
7. 21	社会を明るくする運動（地区）	ウェットティッシュを配布しPR活動を行う。	北赤羽駅前・浮間舟渡駅前	14名
7. 31	ふれあいデイキャンプ	浮間地域内や浮間公園を散策し、地域の防災について学んだ後、新河岸東公園でゲーム大会を行う。	浮間公園・新河岸東公園	35名
7. 27・8. 3 ・8. 10	愛の一声パトロール （防犯活動）	夜間2コースに分かれ、地域内の公園等のパトロールを行う。	浮間地区内	延べ66名
8. 28	こどもなつまつり	ボウリング、空気鉄砲、ヨーヨー釣り、ストラックアウト、輪投げ、おもちゃの魚釣り等のゲームコーナーを楽しむ。	浮間小学校体育館	中止
10. 1・10. 2	第39回区民まつり	喫茶コーナー、フランクフルト、焼きイカの出店を行う。	赤羽会館・赤羽公園	中止
10. 30	社会を明るくする運動（北区）	ウェットティッシュを配布しPR活動を行う。	赤羽駅前	2名
11. 8	委員研修（区主催）	ヤングケアラーについて	北とぴあ飛鳥ホール	3名
11. 13	このはまつり	「わくわく☆ひろば」の子どもたちが主体となって計画・運営を行い、青少年委員は食べ物コーナーを担当する。	浮間中学校	約1,400名
12. 4	もちつき大会	もち米100kgをついて、大根おろし、きな粉、あんこで提供する。子どもにはもちつき体験をしてもらう。	浮間区民センター中庭	中止
12. 4	花いっぱい運動	季節の花をプランターに植栽	浮間区民センター前面広場	15名
5. 1. 12	三団体合同新年会	町自治会・青少年・日赤合同新年会	浮間区民センター	中止
2. 1	うきっ子通信第20号	うきっ子通信（地区委員会広報紙）5,700部を配布した。	浮間地区全世帯配布部	—
3. 1	芽吹きの声第2号	小中学生の作文を掲載した広報紙5,700部を配布した。	浮間地区全世帯配布部	—
3. 12	委員日帰り研修	バスにより施設見学、研修を行う。	—	中止

15. 青少年桐ヶ丘地区委員会

(1) 活動方針

青少年が、スポーツやレクリエーション等を通じて、仲間づくりや地域との連帯感を養い、明るく伸び伸びと豊かな心を育めるよう、多様な事業を推進している。

少子高齢化による参加者の減少と指導者の高齢化が課題となる中、「ふれあい運動会」を中心に、歩こう会など子どもとお年寄りが世代を越えて楽しみ、ふれあえる地域社会づくりを着実に進めていく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
4.5.6	監査役員会	3年度会計監査等	桐ヶ丘地域振興室	
5.8	バレーボール大会	春季小学生バレーボール大会	桐ヶ丘体育館	80
5.20	総会	3年度事業及び会計報告・4年度事業計画及び予算案審議	桐ヶ丘中学校体育館	60
6.3	健全育成部会・環境整備部会	各事業の運営について	桐ヶ丘郷小学校体育館	56
6.12	みんなでペタンク	桐ヶ丘地区ペタンク大会	桐ヶ丘体育館	105
7月	夜間パトロール月間	青少年の不良化防止	管内全域	
7月～9月	絵はがきコンテスト	絵はがきコンテストの実施	管内わくわく☆ひろば、児童館	30点
7.1	社明運動講演会	社会を明るくする運動（講演会）	桐ヶ丘地域振興室	27
7.3	野球大会	小学生野球大会	赤羽自然観察公園多目的広場	140
7.10	バレーボール大会	夏季小学生バレーボール大会	桐ヶ丘体育館	100
8月	夜間パトロール月間	青少年の不良化防止	管内全域	
8.20	LET's BTS（防災体験サマー）	野外活動（日帰り）	桐ヶ丘郷小学校校庭	190
10.1～2	区民まつり（中止）	区民まつりPR		中止
10.2	親子ふれあい体験	親子バスハイク	ふなばしアンデルセン公園	59
10.23	ふれあい運動会（中止）	子どもからお年寄りまで楽しめる競技		中止
11.8	北区青少年地区委員研修	講演会（北区教育委員会主催）	北とびあ	
11.19	オータムフェスティバル	管内児童館、PTA等の共催イベント	桐ヶ丘郷小学校校庭	1165
12.4	バレーボール大会	秋季小学生バレーボール大会	桐ヶ丘体育館	120
5.1.15	三団体合同新年懇親会（中止）	自治会・日赤・青少年の合同新年懇親会		中止
1.29	総合反省会・推進委員研修会	4年度事業報告、反省会ならびに研修	そなエリア東京 外	21
2.9	赤羽地区推進委員連絡協議会	赤羽地区推進委員の親睦を図る会（すいれん会）	浮間地域振興室	4
2.26	桐ヶ丘ウォーク	地域内のウォーキングイベント	桐ヶ丘管内	99
3.26	歩こう会	親子みんなで歩こう会	鉄道博物館	11
3.31	地区だより発行	桐ヶ丘地区だより第50号発行 管内全世帯及び学校・児童館に配布	発行部数11,500部	

16. 青少年田端地区委員会

(1) 活動方針

子ども達に遊びの楽しさと仲間づくりを教え、その中にルールを採り入れ、合わせて豊かな心が育つことを目指し、青少年の健全育成を積極的に推進していくことを目標としている。

当地区委員会では、町会・自治会、学校、児童館、PTA等の地域団体との連携を深め、諸行事への家族ぐるみの参加を呼びかけ、仲間の輪がますます広がることを願い活動に取り組んでいる。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
4.4.14	監査会	令和3年度会計監査	田端地域振興室	8名
4.29 ～30	野外活動推進事業 (第30回 宿泊キャンプ)	緑に囲まれた自然の中で、共同作業を通じて子ども達の責任感・積極性や協調性を養う。	足柄ふれあいの村	中止
5.28	総会	(1) 令和3年度事業報告・決算報告 (2) 令和4年度事業計画・予算案審議	田端区民センター	56名
6.26	親子レクリエーション (ペタンク大会)	町・自治会チームと一般チームで、総合得点を競う	田端小学校	152名
7.24 ～7.31	ラジオ体操会	夏休み期間中の規則正しい生活を身につける。	田端小学校	中止
7.31	夏の子ども会	水遊びや各種ゲームを実施 (共催 田端児童館等)	田端小学校	中止
10.1 ～2	第39回ふるさと北区 区民まつり	展示・出店(綿あめ)・フリーマーケットを担当	滝野川公園・ 滝野川体育館	中止
10.9	湾岸ハイキングウォーキング	湾岸エリアを探索し、子どもたちの責任感や協調性を養うことを主とした活動を行う	がすてなーに そなエリア	38名
10.30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動(保護司会と共催)	JR田端駅前	4名
11.6	家族ふれあい運動会	田端地区の運動会を開催	田端小学校	744名
5.1.15	新年初顔合わせ会	青少年・自治会連合会・日赤田端分団合同にて開催	田端区民センター	82名
2.19	委員研修会	委員の資質向上と相互の親睦を図る	茨城県方面	28名
2.24	滝野川地区推進委員 連絡協議会	滝野川地区の青少年地区委員会活動の報告及び意見交換会	滝野川東区民センター	5名
2.24	社会を明るくする運動 講演会	保護司会と共催で講演会を開催	田端区民センター	4名
3.	田端地区だより	地区委員会の活動状況を報告	田端地区全域	

17. 青少年東十条地区委員会

(1) 活動方針

年々、少子化の影響により必然的に各行事への参加者の減少が顕著になっている中、管内の小・中学校、高等学校、児童館そして町会等と連携を密にし、事業の内容・募集方法の改善、開催日の調整等によりその質が低下しないように努力を図っている。

青少年を取り巻く環境は日増しに厳しくなっている。家庭・学校そして地域が一体となって健全な環境づくりを取り組んでいきたい。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
4. 5.	委員総会	令和3年度事業・決算監査報告 令和4年度事業計画・予算(案)	東十条区民センター 第一ホール	中止
6.	委員研修	車中講話と委員相互の親睦		中止
7. 1	地区だより発行	東十条地区だより第56号の発行	管内	中止
7.	社会を明るくする運動	駅頭広報活動(共催 保護司会等)	J R王子駅	延期
7. 8	父母の集い	社明運動の一環としての講演会	東十条区民センター	中止
7. 23	「家族ふれあいの日」 夏休みの集い	東十条東児童館と共催でゲーム・ すいか割りなどを実施	東十条小学校	中止
7. 21～31	ラジオ体操(前期)	挨拶の励行と生活習慣の体得	管内小学校	2,147名
8. 21	わんぱくデイキャンプ	カレーライスづくりと自然とのふれあい	若洲公園	中止
8. 25～31	ラジオ体操(後期)	挨拶の励行と生活習慣の体得	管内小学校	2,016名
9. 10	映画会	東十条寺子屋からの継続事業	東十条小学校	563名
10. 1～2	ふるさと北区区民まつり	町会連合会と合同で会場部会	飛鳥山公園	中止
10. 23	町会連合会大運動会	町会連合会主催の運動会	稲田小学校	720名
10. 30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動(共催 保護司会等)	J R王子駅	2名
11. 3	ウォークラリー大会	公園や旧跡に触れながら、各ポイントでゲームをしながら歩く	東十条小学校を起点としたコース	228名
11. 12	リトルキッズフェスティバル (児童館まつり)	児童館まつりに参加協力 東十条東児童館と共催でゲーム・歌・	東十条小学校	689名
12. 11	クリスマスの集い	キャンドルサービスなどを実施	東十条小学校	中止
5. 1. 13	新年初顔合わせ会	青少年関係者及び委員の新年初顔合わせと懇親会	東十条区民センター	47名
2. 1	小・中学生主張体験 文集作成	東十条小・王子小・稲田小・王子桜 中・神谷中各校2名による紙面発表	管内	800部
3. 3	王子地区すいれん会	王子地区推進委員情報交換会	東十条区民センター	43名

18. 青少年堀船地区委員会

(1) 活動方針

学校、家庭、地域が連携し、組織的、計画的に事業を推進することにより、「豊かな心と体を育てる」ことを目的とする。

また、各部（剣道部、バドミントン部、サッカー部）の活動を通して、自立性、自主性、協調性のある青少年活動を積極的に進めると同時に、各種行事の企画、運営にあたっては地域が一体となって協力する体制をさらに強化していくことに重点をおく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内容	場所	参加者数
04. 4.	定期総会 (書面開催に変更)	令和3年度事業・決算報告 令和4年度事業計画案・予算案	堀船ふれあい館	中止
7.	野外活動	未決定	未決定	中止
7.19 ～29	社会を明るくする運動	愛の一声パトロール	堀船管内	77名
8.	家族ふれあいの日推進事業	堀船サマーフェスティバル	堀船小学校体育館	中止
9.	地区だよりの発行	広報誌「ほりふな第56号」の発行	堀船地区全世帯	中止
10.1 ～2	ふるさと北区区民まつり	堀船町会自治会連合会とフリーマーケット部会を担当	飛鳥山公園	中止
10.15	少年の主張発表大会	小・中学生8名による意見発表会 (青少年昭和町地区委員会及び堀船中学校と共催)	堀船中学校体育館	531名
10.30	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	王子駅	2名
11.3	ウォークラリー大会	地域ふれあいウォークラリー大会	堀船公園～荒川遊園地～堀船公園	97名
11.8	青少年委員研修会	地区委員会委員研修会	北とぴあ13階 飛鳥ホール	3名
12.	委員研修旅行	令和4年度事業の総括と委員の親睦	未決定	中止
05. 1.	堀船地区合同新年懇親会	堀船地区4団体合同新年懇親会	未決定	中止
3. 3	すいれん会	王子地区推進委員連絡協議会	東十条区民センター 第1ホール	6名
3.16	運営委員会	令和5年度事業計画案について	堀船ふれあい館	33名
3.24	地区だよりの発行	広報誌「ほりふな第56号」の発行	堀船地区全世帯	
各部の活動（練習日）				
サッカー部：①毎週日曜日 午前9時～午後12時 堀船小学校校庭				
②毎週日曜日 午後6時30分～9時 堀船中学校体育館				
③毎週水曜日 午後6時30分～9時 滝野川第五小学校校庭				
バドミントン部：①第1・2・3・4・5金曜日 午後6時30分～9時 堀船小学校体育館				
②毎週月曜日、第3金曜日 午後6時30分～9時 堀船中学校体育館				
剣道部：毎週月・水曜日 午後6時30分～9時 堀船小学校体育館				

19. 青少年東田端地区委員会

(1) 活動方針

東田端で育つ青少年らが、諸行事を通して仲間づくりを体験するとともに、地域の先達である大人たちとも交流を広げられるように、学校や家庭と協働を図りながら、ふるさとの持つ「心を癒す」活動を展開する。当地区では、推進委員、各行事の実行委員に若い世代の方々が多数参加して頂いていることから、会議において進んで発言できるように工夫し、新しい意見を取り入れ、活躍の場をつくることで、より一層、地域の健全育成が活発になるように取り組んでいく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
令4.5月.	第48回歩こう会	連合自治会共催、ウォーキング		(中止)
6.10	定期総会	事業報告・決算報告・監査報告等	(書面送付による開催)	
6.12	第28回親子スポーツ大会	ボッチャ大会、連合自治会共催	新町コミュニティアリーナ	109名
7.17	家族ふれあいバスハイク	連合自治会共催	マザー牧場	117名
7.11→	社会を明るくする運動	北区「家族ふれあいの日」推進事業	JR田端駅前	4名
10.30	(駅頭広報活動)	北区教育委員会・北区保護司会と協		
7.21~8.31	ラジオ体操	各町会・自治会ごとに実施	滝野川第四小学校	(中止)
		ラジオ体操カード配布	校庭、各公園	
7月.8月	社会を明るくする運動	連合自治会共催	東田端地区全域	76名
	(夜間パトロール)			
9月.	みんなで町をきれいにする運動	滝四小, 滝四小PTA協力	管内	(中止)
	(管内一斉清掃)			
10. 1~2	第39回区民まつり	「盆踊り」「ポップコーン」	滝野川体育館	(中止)
			滝野川公園	
10.16	第47回大運動会	連合自治会共催	滝野川第四小学校	(中止)
		滝四小・田端中・各PTA協力		
11.7~16	みんなで町をきれいにする運動	瀧野川信用金庫協力	瀧野川信用金庫本	6名
	(優秀賞ポスター展示)	優秀賞6点掲示	店	
11.13	第32回秋のゲーム大会	ウォークラリー大会、児童館共催	管内	140名
11月.	環境浄化活動(あいさつ運動)	連合自治会共催		(中止)
12.2	みんなで町をきれいにする運動	広報活動	管内	
	(作文・ポスター表彰)	連合自治会、滝四小PTA共催	東田端ふれあい館	56名
		賞状・記念品渡し		
令5.1.23	新年懇親会	事業運営検討、懇親	東田端ふれあい館	(中止)
2.12	第6回冬のゲーム大会	キンボール体験会、連合自治会共催	新町コミュニティアリーナ	78名
2.24	滝野川地区すいれん会	滝野川地区推進委員情報交換会	滝野川東ふれあい館	5名
3.5	日帰りバス研修	行事の反省、懇親		(中止)

2. 社会を明るくする運動（生涯学習・学校地域連携課）

この運動は法務省の主唱による全国的な運動で、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指し毎年7月を強調月間として実施される。

第60回となる平成22年からは運動の趣旨が広く理解されるように名称が変更された。新名称は「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」。北区では、区、保護司会、更生保護協会、更生保護女性会、青少年地区委員会が中心となってこの運動を全区的に推進している。

(1) 広報・啓発活動

本運動のPRに努め、広く区民に理解と協力を呼び掛けるものである。主な活動として、7月にJRの駅頭において、PR文を貼付したウェットティッシュを歩行者に配布し呼び掛けるほか、ポスターや懸垂幕等の掲出を行う。令和4年度は、7月に駅頭広報活動を実施した。

(2) 愛の一声運動(街頭パトロール)

青少年の非行を未然に防止するため、主に夏休みの期間中に実施される。青少年地区委員会、保護司会、PTA、小中学校の有志がグループを組んで、盛り場、公園、盆踊り会場、祭礼などで、夜遊びや危険な場所での遊びなどに注意を与えている。

(3) 講演会・ミニ集会・映画会等の開催

非行に走る動機や原因、望ましい親と子のありかた、いじめ問題などさまざまな事柄について話し合い、理解を深めるために、地域ごとに講演会、座談会、映画会等を開催している。

社会を明るくする運動実施状況(令和4年度)

	主な行事等	実施回数等	参加人員等
駅頭広報活動	JR赤羽・王子・田端・板橋・十条 北赤羽・浮間舟渡駅	令和4年 7月21日(木) 令和4年 10月30日(日) 令和4年 11月 6日(日)	219人
ポスター掲出		7月中	320枚
懸垂幕によるPR(区)		7月中	3カ所



駅頭広報活動



懸垂幕

3. 地域環境浄化活動（生涯学習・学校地域連携課）

（1）青少年健全育成のための地域環境づくり推進活動（あいさつ運動）

健全な青少年の育成には元気なあいさつは不可欠である。北区では、11月の子供・若者育成支援強調月間に合わせ、11月を中心に青少年地区委員会のイベント等であいさつ運動を行っている。

（2）あいさつ運動 啓発ポスター・ポケットティッシュの図案の募集について

あいさつ運動を年間通じて広く区民の皆様にご覧いただくために、区内の小・中学校へ図案の募集を行い、啓発ポスター・ポケットティッシュを作成している。啓発ポスターは、区内各町会・自治会の掲示板に掲示した。



ポスター図柄採用作品
（北区立堀船中学校：重永 紗衣さんの作品）



ポケットティッシュ図柄採用作品
（北区立王子第三小学校：大石 和可子さんの作品）

あいさつ運動実施状況(令和4年度)

	地区名	実施日	事業名	実施場所	参加人数	共催等
1	十条台	10月23日(日)	親子遠足	碓氷峠鉄道文化むら	35	
2	王子	① 11月5日(土) ② 11月20日(日)	① こんこんまつり ② ポッチャ大会	① 王子東児童館 ② 王子小学校	489	王子東児童館
3	豊島	11月6日(日)	豊島大運動会	明桜中学校	中止	豊島連合町会
4	十条	11月20日(日)	第11回フォトアドベンチャーラリー じゅうじょうクエスト2022 (小学生対象のまち歩きとゲーム)	板橋区加賀、仲宿、板橋三丁目周辺	273	八幡山子どもセンター、西が丘児童館
5	神谷	① 11月20日(日) ② 12月11日(日)	① 野外活動 ② 神谷もちっこ会	① 国立科学博物館 ② 神谷小学校	48 中止	神谷小学校PTA、神谷小学校、神谷子どもセンター
6	赤羽西	① 10月16日(日) ※中止 ② 11月 6日(日) ※中止	① 大運動会 ② ファミリーまつり	梅木小学校	中止	
7	志茂	① 10月23日(日) ② 11月19日(土)	① 家族ふれあいの日事業スタンプラリー「地域めぐり」 ② 名探偵しももん	① 志茂・岩淵地域の防災施設 ② 志茂子ども交流館・志茂ゆりの木公園	114 92	志茂町会自治会連合会・志茂子ども交流館
8	赤羽	10月29日(土)	ばねっ子まつり	赤羽公園	883	赤羽児童館外9団体
9	赤羽北	11月20日(日) ※中止	ウォークラリー		中止	
10	滝野川西	① 11月13日(日) ② 12月11日(日)	① デイキャンプ ② こどもクリスマス会	① 赤羽自然観察公園 ② 滝野川西区民センター	352	
11	滝野川東	中止			中止	児童館共同主催事業
12	西ヶ原東	中止	西ヶ原東地区バスハイク		中止	
13	昭和町	① 10月15日(日) ② 11月26日(土)	① 第42回少年の主張発表大会 ② きたっこ☆パーク	① 堀船中学校 ② 栄町ふれあい児童遊園	474 519	北区青少年堀船地区委員会等
14	浮間	① 11月13日(日) ② 12月 4日(日)	① このはまつり ② もちつき大会	① 浮間中学校 ② 浮間区民センター中庭	① 1400 ② 中止	① 浮間子どもティーンズセンター ② 浮間地区町自治会連合会
15	桐ヶ丘	11月19日(土)	オータムフェスティバル	桐ヶ丘郷小学校	1,165	桐ヶ丘児童館
16	田端	11月6日(日)	第27回 田端家族ふれあい運動会	田端小学校	744	田端地区自治会連合会、田端児童館、田端小学校PTA
17	東十条	11月3日(木) 予備日11月13日(日)	ファミリーウォークラリー大会	東十条小学校起点・終点	228	東十条1～6丁目町会
18	堀船	10月15日(日)	少年の主張発表大会	堀船中学校	474	北区青少年昭和町地区委員会等
19	東田端	11月13日(日)	「第32回秋のゲーム大会」	東田端地区管内	140	東田端連合自治会
	合計				7,430	

4. 北区子どもかがやき顕彰（生涯学習・学校地域連携課）

北区子どもかがやき顕彰は、北区における文化・スポーツ等において特に優秀な成績を収め、又は他の模範となる事績があった児童、生徒及び青少年並びにその団体を顕彰することにより、北区への愛郷心の形成並びに子どもたちの文化、スポーツ活動等の振興及び発展を図り、明日の北区を担う人づくりに資することを目的として、平成16年度から行っている。

（1）北区かがやき賞（旧：北区子どもかがやき賞・北区みらい賞）

- 顕彰対象 18歳以下で区内在住、在学、在勤の小・中・高校生、青少年及びその団体
顕彰基準 ア、全国規模の大会出場
イ、東京都規模の大会での優勝
ウ、ア・イに準ずる成績又は他の模範となる事績を収めたもの
- 実績（令和4年度）
・北区かがやき賞 35件



贈呈式

（2）北区はばたき賞（旧：北区立学校児童生徒等表彰〔文化・スポーツ等優良児童生徒表彰〕）

- 顕彰対象 15歳以下で区内在住・在学の小・中学生及びその団体
顕彰基準 ア、文化活動に関する東京都大会規模以上のコンクール等で入賞
イ、スポーツに関する東京都大会規模以上の対外試合において第8位以上の成績
ウ、スポーツ又は文化活動において長期にわたり努力し、他の模範と認められるとき
エ、社会福祉・環境美化等のボランティア活動等を長期にわたり継続的に実践したとき
オ、善行、人命救助、これらに類する行為を行ったとき
カ、その他、特に顕彰に値する行為を行ったとき
- 実績（令和4年度）
・北区はばたき賞 61件

5. 東京都青少年健全育成協力員（生涯学習・学校地域連携課）

東京都青少年健全育成協力員は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の規定に基づき、平成16年度に設置された。

東京都知事から委嘱された協力員が、都の青少年健全育成施策に関する民間の協力者として、区内の書店・古書店・コンビニエンスストア・レンタルビデオ店等において指定図書類等が他の図書類と明確に区分して陳列されているかを調査し、その結果を都に報告している。

6. 夕焼けチャイム

区内の子どもたち、そして大人に対して、帰宅時間の目安となる時間になったことを知らせるため、夕焼けチャイムを区内全域に放送している。平成27年10月1日から、放送時間を、夏時間（3～9月）午後6時、冬時間（10～2月）午後4時30分としている。夕焼けチャイムについては毎年、青少年問題協議会で確認して実施している。

7. 青少年を対象とする社会教育事業（生涯学習・学校地域連携課 詳細は教育委員会発行の「北区の教育」を参照）

(1) 青少年委員活動

教育委員会では、青少年教育活動に尽力されている各界各層の有志指導者の中から60名の方々を青少年委員として委嘱している。青少年委員は公的身分をもった非常勤の公務員であるとともに、地域のボランティアとして指導にあたっている。また、教育委員会及び地域の関係機関・団体などと連携しながら、青少年の余暇指導、青少年団体の組織化、指導者の育成及び青少年団体に対して指導・助言を行うなど青少年健全育成のための活動を行っている。

(2) あすか教室

特別支援学級を卒業した後の青年・成人が余暇を快適に過ごし、実際生活に即した教養を身につけ、相互の人間関係を育て社会の中でよりよく生きていけるよう、継続学習の場として「あすか教室」を開設している。

(3) KITAKUスーパーサイエンススクール

小・中・高校生の自然科学及び技術分野の研究・学習への興味・関心を引き出すことを目的として、高専・大学や研究所等専門機関と連携して科学学習のできる機会を提供している。

(4) 学校施設の地域開放

小・中学校の施設は学校教育のための施設にとどまらず、地域住民に対してもその開放が求められている。北区では区立小学校の校庭を、学校教育に支障のない範囲で地域の青少年の遊び場、スポーツの場として開放している。また、地区体育館（小学校4校・中学校8校その他1箇所）、校庭夜間開放（小学校2校・中学校6校）を実施し、地域住民の体力増進とスポーツの振興を図っている。

8. スポーツ推進事業(スポーツ推進課)

① 青少年スポーツ振興

青少年の基礎的な体力や運動能力の向上を図るため、発育段階における体力づくりが大切である。各々の能力に応じて気軽にスポーツに親しみ、それを継続させる習慣を身につけることを目指したい。

力いっぱい体を動かし、スポーツの楽しさ、喜びを味わいつつ、心身を鍛えると同時にルールを学びスポーツマンシップの育成も兼ねて次の事業を行っている。

- ・こども魚釣教室 (中止)
- ・青少年剣道大会
- ・区民プールの開設
- ・少年野球大会
- ・少年少女サッカー大会

② わくわく土曜スポーツクラブ

地域で子ども達がスポーツに親しみながら、健やかに成長できるように「わくわく土曜スポーツクラブ」を開催している。バドミントン、バレーボール、ミニバスケットボール、卓球、剣道、水泳、フラダンス、スラックライン&スラックレールの8種目を、区立体育館など6会場で実施している。



9. 児童館事業(子どもわくわく課)

児童館、子どもセンター、ティーンズセンター

児童館は、児童福祉法による児童厚生施設として、地域の児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置している。(あわせて児童館の分室として、児童室を1か所設置している。) 児童館、児童室ともに利用対象は0歳から18歳未満の児童である。小学生の新たな居場所である、放課後子ども総合プランの実施に伴い、乳幼児親子や中高生の居場所としての利用推進を図っている。

子どもセンターは、乳幼児親子が安心して1日過ごせる居場所として、年間を通じた乳幼児クラブ活動や子育てに関する相談事業など、乳幼児親子への支援を実施している。ティーンズセンターは、中高生世代の居場所として専用時間帯(午後5時30分～午後7時)や専用室を設けている。

また、各館では児童館運営委員会を設け、地域との連携を図るとともに青少年地区委員会とも連携して事業を展開している。

なお、平成25年3月に策定した「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づいて、平成26年8月に「子どもセンター事業計画」、「ティーンズセンター事業計画」及び「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」を策定した。これらの計画に基づいて、近接する児童館を中心にその機能を統合し、乳幼児親子の居場所機能と子育て支援機能を充実するとともに地域ネットワークの拠点となる「子どもセンター」と、中高生世代の居場所機能を充実する「ティーンズセンター」へ移行していく。

【児童館から子どもセンターへ移行した施設】

- 平成28年度(3か所)： 栄町、浮間(ティーンズセンター併設)、神谷
- 平成29年度(1か所)： 西ヶ原
- 平成30年度(2か所)： 十条台、八幡山

【児童館の統合】

- 岩淵児童館：その機能を赤羽北児童館と志茂子ども交流館に統合し、平成28年3月31日に閉館
- 中里児童館：その機能を田端児童館と西ヶ原東児童館(現・西ヶ原子どもセンター)に統合し、平成28年8月31日に閉館
- 上十条児童館：その機能を西が丘児童館と十条台児童館(現・十条台子どもセンター)に統合し、平成29年3月31日に閉館
- 赤羽西五丁目児童館：その機能を桐ヶ丘児童館に統合し、平成30年3月31日に閉館
- 滝野川北児童館：その機能を滝野川西児童館に統合し、平成31年3月31日に閉館

【令和5年度の施設数】

児童館	14館		
子どもセンター	5館		
子ども・ティーンズセンター	1館	計20館	(他に児童室 1室)

(令和4年度 児童館、子どもセンター、ティーンズセンター利用実績)

項目 階層	4年度 利用者数(人)	前年度増減 (人)	割合(%)
小学生	55,686	6,332	13.9
中学・高校生	14,245	6,268	3.6
幼児・保護者	329,886	49,728	82.5
合計	399,817	62,328	100.0

10. 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)(子どもわくわく課)

「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の放課後対策事業を一体的に運営するもので、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を提供している。

(1)放課後子ども教室

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に小学校の教室や校庭等を使い、子どもたちの遊び場・学ぶ場を提供している。専任の指導員や地域の大人たちが見守り、自由遊び、宿題などの学習活動、スポーツや季節行事などの体験活動を実施している。

(2)学童クラブ(留守家庭児童対策)

児童福祉法で放課後児童健全育成事業として位置づけられ、北区立小学校に在学する児童、区内に居住し北区立以外の小学校に在学する児童で、保護者が就労等のために留守になる家庭の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを活かした健全な遊び、基本的な生活習慣を身につけることを目的としている。

なお、4年生から6年生までの児童は、学童クラブ特例利用として放課後子ども総合プランの放課後子ども教室の活動の中で実施している。

【学童クラブ数】 (令和5年9月1日現在)

区が直接運営する学童クラブ	20か所
業務委託の学童クラブ	68か所
	計88か所

【育成時間】

学校授業日：授業終了後～午後6時（延長育成時間 午後6時～午後7時）

学校休業日：午前8時15分～午後6時（延長育成時間 午後6時～午後7時）

【学童クラブ特例（4～6年生）】

学校授業日：授業終了後～午後5時30分

学校休業日：午前9時～午後5時30分

11. 子ども支援事業（子ども家庭支援センター）

（1）子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する問題への対応機関として、子どもと家庭の総合相談事業、関係機関相互の連絡調整、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進している。

また、児童虐待に関する北区の一義的な相談窓口となっており、児童虐待防止事業の調整機関として、健康支援センター、児童相談所等、区内の関係機関、その他の関係者との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応を図っている。

（2）児童発達支援センター

令和3年4月、子ども発達支援センターさくらんぼ園とさくらんぼ園発達相談室を統合し、児童福祉法に基づく福祉型の児童発達支援センターに移行した。児童発達支援センターでは、18歳未満の児童の発達や障害に関する様々な相談に対応するとともに、地域における中核的な療育施設として支援をしている。

（3）子ども家庭支援センター及び児童発達支援センターの活動状況

令和4年度の活動状況は次ページ以降のとおりである。



子ども家庭支援センター

(1) 活動方針

子どもと家庭に関わる総合相談窓口として、18歳未満の児童及び子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに、健康支援センターや東京都北児童相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭を支援する。

(2) 活動内容

事業名・内容	参加者数
子ども家庭支援センター事業	入館者 17,233名
1. 総合相談事業 ・心理相談882回（3～4回/週）・栄養相談542件（3～4回/月）・電話相談1414件（毎日） ・利用者支援事業「子育てナビ」 子ども家庭支援センターにおいて子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や子育て支援事業などの情報提供を行う。 ・「はぴママひよこ面接」 生後6か月までの子どもの保護者を対象に、出産後の育児の不安を軽減し、安心して子育てができるように、子ども家庭支援センター及び児童館 ・子どもセンターで面接を実施 する。面接終了時には育児応援グッズ等を贈呈する。	相談件数（電話＋来館） 2,602件 対応件数 5,140人 内訳 来所 3,091人 電話 2,049人 面接実施件数 1,599件
2. ひろば事業 乳幼児親子の居場所づくりとして、親子で楽しめるプログラムや、子育て講座等をとおして、育児不安や悩みの解消を図る。	利用者数 15,446名
3. 児童虐待対策事業 児童虐待対策の一義的な相談窓口として、北児童相談所等と連携して、児童虐待対応及び、児童虐待の予防と早期発見、見守りをを行っているほか、養育支援事業を実施するなど、児童虐待防止に向けた対策事業を推進する。	児童虐待受理件数 617件 家庭等訪問 延べ4356件 関係機関及び相談等対応数 相談対応件数延べ28,574件
4. ファミリー・サポート・センター事業 子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応するとともに、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。	サポート会員 537名 ファミリー会員 3,749名 (内 両方会員20名) 利用回数 7,401回
5. 子ども家庭在宅サービス事業 ①乳幼児ショートステイ事業 保護者が出産、出張や育児疲れ等で一時的に養育することが困難になった時に、乳児院で預かり、子育てを支援する。	乳幼児ショートステイ 10日

児童発達支援センター

(1) 活動方針

18歳未満の子どもの発達や障害に関する様々な相談に対応するとともに、地域における中核的な療育施設として支援を提供する。

(2) 活動内容

事業名	内容
<p>1 総合相談</p> <p>18歳未満の子どもの発達や障害に関する相談を受け、必要に応じて発達検査や専門相談等を行い、療育機関や関係機関につなげる等、子どもと家族に適切な支援を提供する。</p>	<p>新規相談 696件 初回面接 409件 継続相談 214件 専門相談員による個別相談 小児神経・小児精神科医 62件、言語聴覚士 117件、作業療法士 37件 小グループ活動 25回延べ117人</p>
<p>2 児童発達支援</p> <p>(1) 療育・さくらんぼ</p> <p>未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び社会性の獲得、集団生活への適応を支援する。</p> <p>(2) 個別専門療育</p> <p>言語療法や作業療法などの個別専門療育を実施し、発達支援を行う。</p>	<p>利用契約数 79人 利用者数 延べ4,513人 利用日に占める一日の利用者数 平均18.6人 定員に(30名)に占める割合 平均61.9%</p> <p>各種健診 小児科130人、眼科22人、歯科20人、耳鼻科15人 専門療育 言語療法 605人 作業療法 522人 特別療育 ムーブメント 203人</p>
<p>3 保育所等訪問支援</p> <p>作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門職員が保育所等を訪問し、他児との集団生活の適応のために、子どもへの直接的または担任等への間接的な専門的支援を行う。</p>	<p>契約件数 11件 訪問実績 34回</p>
<p>4 障害児相談支援</p> <p>通所受給者証取得のための相談及びプラン（障害児支援利用計画）作成を行う。</p>	<p>契約件数 57件 障害児支援利用計画作成 196件 モニタリング報告書作成</p>

<p>5 家族支援・地域支援</p> <p>親の会のグループ活動や子どもとの接し方を学ぶペアレントトレーニングなどの家族支援を行うとともに、様々な障害についての普及・啓発活動や講演会などを開催して地域支援を行う。</p>	<p>153件</p> <p>ペアレントトレーニング 講演会1回、プログラム6回 制を2講座</p> <p>親の会のグループ活動 だるまの会5回 子どもの発達を考える親の 会4回 不登校を考える親の会3回 地域支援講演会2回 地域支援学習会14回 発達障害児支援講習会2回</p>
--	--

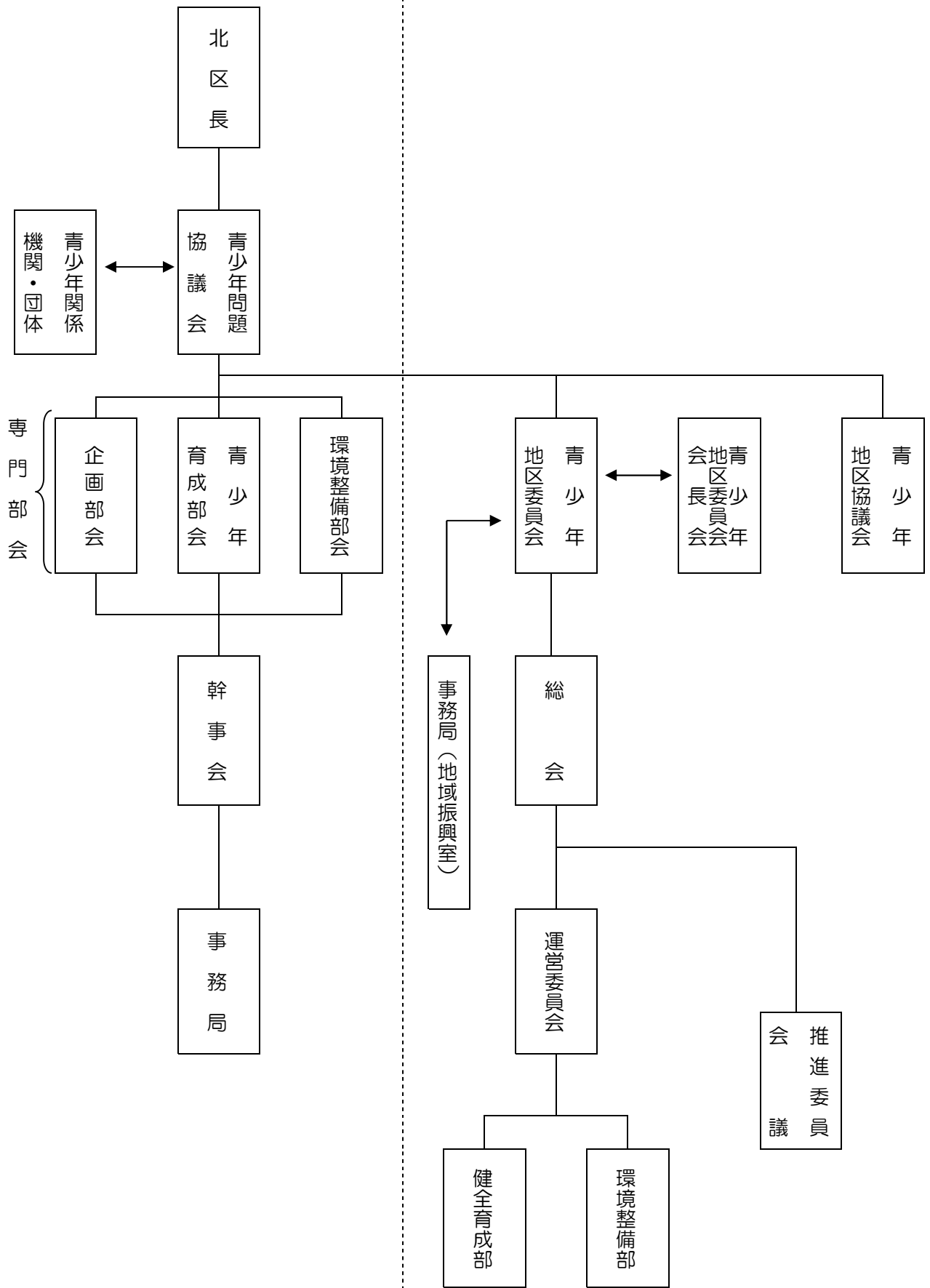
参 考 資 料

- 東京都北区青少年健全育成関係組織図
- 令和5年度北区青少年健全育成活動基本方針
- 東京都北区青少年問題協議会条例
- 東京都北区青少年問題協議会要綱
- 東京都北区青少年地区協議会細則基準
- 東京都北区青少年地区委員会規約基準

東京都北区青少年健全育成関係組織図

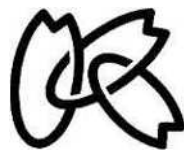
【区 組 織】

【地 区 組 織】



令和5年度

北区青少年健全育成活動基本方針



令和5年2月
北区青少年問題協議会

1. 趣旨

次代を担う青少年が、安全・安心で健全な地域環境において、健やかに未来に向かい明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として成長することは、北区民をはじめすべての人の願いです。

青少年の健全育成に向けては、青少年が社会の一員としての自覚と自信を持ち、豊かな創造力のある人材となれるように、大人はその行動が子どもに大きな影響を与えることを自覚し、良き手本となるよう努めるとともに、家庭・地域・学校が連携し、北区で育って良かったと実感できるような取り組みを推進することが重要です。

本年度の北区青少年健全育成活動は、北区の青少年の未来に思いを馳せ、青少年が社会の一員として、規範意識(人権尊重の精神を含む)を育むとともに、社会で生きていく力や自立する力を身につけ、健やかに成長することを心から願い、青少年に関する各分野において重点目標を定め、その推進に努めます。

2. 青少年の現状と課題

我が国においては、携帯電話やスマートフォン等の携帯情報端末の急速な普及に伴い、青少年がインターネットで有害な情報や危険な情報に容易に接することが可能になり、青少年を非行や犯罪に誘う要因ともなっています。特に、ソーシャルネットワークサービス(以下、SNSと表記)等により青少年が犯罪の被害者となる痛ましい事件が発生する一方で、特殊詐欺に関与する等、青少年が加害者となる重大事件も発生しています。さらに、いじめに起因した痛ましい事件も発生し社会問題となっています。非行、いじめを防止し、子どもたちが犯罪被害に巻き込まれたり、自殺に追い込まれたりすることがないように、子どもたちのいのちと安全を守る取り組みが急務となっています。

また、児童虐待による重大な事件も後を絶たず発生しています。育児不安の解消による児童虐待の未然防止や虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応等、子どもの貧困対策とともに社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化が進み、青少年の社会性の獲得、自立がますます難しくなっています。さらに、青少年が将来への夢や希望を持ちにくくなっている現状があります。それに伴い、不登校、ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援が課題となっています。社会性を身につけ、地域とのつながりを大切にするとともに、自らの個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるため、青少年の社会参加の促進や職業意識形成への支援が重要となっています。

選挙権が18歳以上に引き下げられ、民法上の成年年齢も令和4年4月に18歳に引き下げられました。

改正少年法では、新たに成人となった18歳と19歳を「特定少年」と位置づけ、家庭裁判所から検察に送り返す「逆送」という手続きの対象事件が拡大され、一定の重さの罪を犯した場合は原則として大人と同じ裁判を受けることとなります。青少年が、社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育等の充実が求められています。

令和2年3月以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休業やオンライン授業の実施等により青少年を取り巻く環境が激変しました。

GIGAスクール構想(注17)により、児童・生徒1人に1台のコンピューター端末と高速ネットワークの整備が進む中、端末利用時のルール作りが課題となっています。

また、報道等で、ヤングケアラー（注15）という言葉が広く一般に使われるようになり、家族の世話や介護による子どもたちの過度な負担が学業への支障や不登校に発展する等、新たな課題となっています。次代を担う青少年が夢や目標を持って成長し、たくましく自立できるようにコロナ禍の中でも「新しい生活様式」を取り入れ、青少年の社会生活を維持するための地域づくりが求められています。

3. 青少年関連施策の現状

青少年の健全育成に関して、国や東京都、北区では、以下のような取り組みを推進しています。

(1) 国の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を図ることとしています。また、令和3年4月に取りまとめた「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を定めました。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア. いじめ対策

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、学校や行政の責務を規定しました。平成29年には「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめの学校内での情報共有や道徳教育の充実を明記しました。また、基本方針等に則ったいじめの適切な調査に資するため「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。

イ. キャリア教育（注1）

平成23年1月に中央教育審議会が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」を取りまとめました。幼児期教育から高等教育までの体系的なキャリア教育の推進、実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者等の支援）の3つの基本的方向性に沿った具体的方策を提言しました。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア. 不登校対策

平成29年2月に不登校児童・生徒に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を施行しました。

イ. 自殺対策

平成28年4月の「自殺対策基本法」改正を踏まえ、平成29年7月に「自殺総合対策大綱」を改訂し、関係府省で連携して総合的に対策を推進するとしています。平成31年3月には、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業ガイドライン」を公表しました。

ウ. 発達障害等への支援

平成28年5月に「発達障害者支援法」を改正し、相談体制の整備、発達障害児の早期発見、いじめ防止等の新たな対策を図っています。

エ. 薬物対策

薬物乱用対策推進会議で、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、密輸対策の強化など薬物乱用の根絶を図っています。

オ. 児童虐待対策

平成28年5月に児童福祉法等の改正を受けて、児童虐待の予防や発生時の迅速・的確な対応を強化しました。また、令和2年4月には、児童虐待防止対策の更なる対策強化を図るために、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講じました。

カ. 子どもの貧困対策

令和元年9月に、改正した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、市町村の貧困対策計画策定の努力義務化や具体的施策の趣旨の明確化等がされました。令和元年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」を改訂し、教育や経済的支援等の新たな重点施策を取りまとめました。また、「子ども・子育て支援法」を改正し、令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されるとともに「大学等における就学の支援に関する法律」を令和2年4月から施行し、低所得世帯の授業料等を減免します。

キ. ヤングケアラー対策

令和元年から令和2年1月にかけて厚生労働省と文部科学省の連携により、初めて「ヤングケアラーの実態に関する調査」が実施され、ヤングケアラーの現状と課題が示されました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア. 安全対策

犯罪対策閣僚会議において、世界一安全な日本を目指し、犯罪情勢や関係機関の取り組み状況等を踏まえた対策を推進しています。平成27年6月に施行された少年鑑別所法に基づき、少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、少年や保護者等からの相談に取り組んでいます。

イ. 有害情報対策

平成28年7月に「第3次児童ポルノ排除総合対策」を取りまとめ、平成30年2月には「青少年インターネット環境整備法」の改正法を施行し、フィルタリングの利用促進を図るための所要の措置を講ずることとしました。また、4月を「アダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とするとともに、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和2年度から4年度までを集中強化期間として被害者支援や加害者対策等の強化に取り組むこととしています。

ウ. 子ども・子育て支援

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める支援新制度が平成27年度にスタートしています。新子育て安心プランにより、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備します。

エ. 放課後対策

平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすために放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとしています。

(2) 東京都の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

平成28年12月に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』」では、

施策の柱の一つに「未来を担う人材の育成」を掲げています。また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、令和2年4月に「東京都子供・若者計画(第2期)」を策定し、すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子どもの貧困対策への取り組みを追加して各施策の一層の推進を図っています。さらに、令和2年3月策定の「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」では、子ども・子育て支援の多様な取り組みを推進し、安心して産み育てられ、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、子どもを権利の主体として尊重することを明記しました。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア. 地域における青少年健全育成事業

青少年の正義感、倫理観に加え、障害者、高齢者等を思いやる心や多文化への理解等のダイバーシティ(注2)の意識を育む取り組みを区市町村や地域の青少年関係団体等と連携して推進しています。

イ. いじめ対策

平成26年7月にいじめ対策を総合的に推進するため「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定しました。平成29年3月に「第2次東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定し、「軽微ないじめも見逃さない」等の対策ポイントを追加・修正しました。

ウ. 相談体制

平成29年7月に、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を開所し、相談内容により適切な相談機関を紹介し支援しています。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア. ひきこもり対策

相談事業(東京都ひきこもりサポートネット)やひきこもり等の支援を行うNPO法人等を育成・サポートする東京都若者社会参加応援事業等を実施しています。

イ. 自殺対策

平成30年3月に「東京都自殺総合対策計画」を策定し、総合的な自殺対策を進めています。その一つとして、平成31年4月から若年層に対する自殺防止対策を強化するため、LINEを活用した自殺相談を行っています。

ウ. 発達障害等への支援

平成28年2月に「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、全ての公立校での発達障害教育の充実を図っています。また、東京都発達障害者支援センターでは、相談業務や啓発活動を行っています。

エ. 薬物対策

平成31年3月に「東京都薬物乱用対策推進計画(平成30年度改定)」を策定し、増加するSNS等を介した売買の監視の強化等を推進しています。また、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、知事指定薬物を指定して取締りを強化しています。

オ. 児童虐待対策

平成30年9月に「児童相談所の体制強化に向けた緊急対策」を取りまとめ、児童福祉司等の増員など、児童相談体制の更なる強化を図るとともに、より一

層、区市町村等関係機関との連携強化を図っています。平成31年4月には保護者による体罰の禁止等が規定された「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行しました。

カ. 子どもの貧困対策

令和2年3月策定の「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」では、教育支援、経済的支援等の4つの柱で子どもの貧困対策を総合的に推進します。

キ. ヤングケアラー対策

国の施策を受け、令和3年度にヤングケアラーに関する連絡会を設置し、ヤングケアラーやその家族に対する相談支援を開始しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア. 有害情報対策

平成29年7月に、JKビジネスを規制する「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行しました。自画撮り被害の防止のために「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の一部を改正し、平成30年2月から青少年に裸の画像を不当に求めることを禁止しました。また、自画撮り被害の増加等に対応するため、平成31年4月に「SNS東京ルール」を改訂しました。さらに、子どもを有害情報から守るための「ファミリールール講座」（注3）や、ネットやスマホの悩みを解決する相談窓口「こたエール」を開設しています。

(3) 北区の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

「北区基本計画2020」（令和2年3月策定）では、3つの優先課題のひとつである「子育てするなら北区が一番」をより確かなものとするため、子育て環境や教育環境の整備を推進します。

「北区教育ビジョン2020」（令和2年3月策定）では、「教育先進都市・北区」を目指し、「北区教育ビジョン2015」で掲げた「まなび・ささえ・つなぐ」の3つの視点を継承するとともに、今後大きく変化し続けることが予見される社会情勢に適応した施策を具現化することで、「誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会」「ともに学び、ともに育つ社会」の実現を目指します。

「北区子ども・子育て支援計画2020」（令和2年3月策定）では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、生まれてから社会の一員として自立していくまで、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子育てを支援する環境づくりを促進します。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア. 家庭教育力の向上

子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するため、「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした事業を展開します。

イ. 読書推進

令和2年3月に「第四期北区子ども読書活動推進計画」を策定し、乳幼児か

ら中高生までの読書活動を積極的に推進しています。また、学校・地域との連携、読書活動の普及・啓発活動等の様々な取り組みを推進するとともに、魅力ある学校図書館づくりを積極的に支援しています。

ウ. いじめ対策

「東京都北区いじめ防止基本方針」を見直すとともに、「東京都北区いじめ防止条例」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会と学校その他関係機関との連携を深めています。全教職員には、いじめ問題対応研修を実施し、初めて担任となる教員向けに、いじめを起こさないための学級経営研修会を実施しています。区立小・中学校の全児童生徒に対しては、年2回Q-U（注4）を実施し、いじめ等の早期発見に努めています。また、いじめを含む生活指導上の問題への対応や経済状況等から十分な保護・養育ができない家庭への支援等に、複数の機関が連携して対応する北区サポートチームを設けています。さらに、教育総合相談センターでは、スクールカウンセラー（注5）を区立小・中学校全校とサブファミリー（注6）毎に配置しカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー（注7）を配置し、関係機関と連携し対応しています。

エ. 相談体制

子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭の総合相談として18歳未満の児童や保護者の相談（育児、しつけ、児童虐待等）を受けています。北児童相談所、いじめや不登校等の相談を受ける教育総合相談センター等と連携し、実効性のある対応をしています。また、平成30年度からは、子育て世代包括支援センター事業を開始し、健康支援センターとの連携により、妊娠期から子育て期の切れ目ない包括的な相談支援等を行っています。

オ. キャリア教育

区立中学校2年生を対象に地域の商店等での連続3日間の職場体験、中学生、高校生を対象に「中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業」（注8）を実施しています。また、就職支援事業では、高校生への就職前定着支援セミナー等の実施とともに、ハローワーク王子等と連携し、就職活動の支援を実施しています。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア. 不登校・ひきこもり等への対策

教育総合相談センターでは、不登校やその他の困難を抱える子どもへの相談支援を行っているほか、ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）を設置し、様々な要因で学校にいけない子どもに対して、心の居場所となり、基礎学力の補充や集団行動を通じて自己決定する力を高め、社会的自立に向けた支援を行っています。

また、スクールソーシャルワーカーを配置し、小・中学校とともに、児童・生徒が置かれている学校や家庭環境等を多角的に把握したうえで、家庭や学校、関係機関とのネットワークを構築して、地域における一体的で効果的、効率的な支援を行っています。

さらに、委託事業として、不登校の保護者を対象とした保護者の集いを実施するなど、不登校児童・生徒及び保護者への支援を行っています。

健康支援センターでは令和2年度より18歳以上の方を対象として「ひきこもり相談会」を開催しています。ひきこもりの要因は多種多様であるため、健康、くらし、しごとの分野を担当する区役所や関係機関の職員、ひきこもりの家族会メンバーがチームとなり、ひきこもりの問題を一緒に考え、助言を行い

ます。また精神的な問題については、講演会による普及啓発や専門医が相談に応じています。

ひきこもり等で自立に困難を抱えている義務教育終了後の15歳以上の方には、東京都と連携して相談に応じています。

精神保健相談の一環として、健康支援センターでは、こころの問題やひきこもりなどについて専門医が相談に応じています。

イ. 自殺対策

庁内関連各課との連携を図りながら、相談窓口の周知及び、自殺予防に関する普及啓発事業（街頭でのパンフレット等の配布など）を実施しています。学校教職員に対していじめ問題対応研修会を開催しています。また、学校の児童・生徒の自殺数が増える長期休暇明けの対策として、北区教育委員会の通知を出し、きめ細かく児童・生徒をみるよう学校に対して指導しています。また、平成31年3月に策定した北区ヘルシータウン21（第二次）では、北区の自殺対策計画として「こころの健康づくりと自殺対策」を新たに分野目標として追加しました。

ウ. 発達障害等への支援

教育総合相談センターでは、令和5年3月に策定予定の「第四次北区特別支援教育推進計画（令和5～9年度）」に基づき、発達障害等の特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な学びの場を保護者とともに考えていく就学相談、特別支援学級の設置、特別支援教室における巡回指導等を進めていきます。また、学校・保護者・児童・生徒から発達障害等に関する教育相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して支援を行っています。

児童発達支援センターでは、未就学児に対し通園での療育を通し主に集団活動への適応、他者と意思疎通を図る力をつける支援をします。また18歳までの発達または障害が疑われる子どもや保護者に対し保健師、心理士等が個別相談を通して課題の解決に向け支援しています。

エ. 薬物対策

東京都薬物乱用防止推進北区地区協議会と協力し、薬物乱用を許さない地域環境づくりを目指した啓発活動を推進しています。薬物乱用防止ポスター・標語を区内中学校より募集し、優秀作品の表彰及び王子カルチャーロードでの作品展示等を行っています。また、薬物乱用の根絶を目指した「ダメ、ゼッタイ。」普及運動の一環として、区内JR駅頭において街頭キャンペーンを行っています。また、平成27年9月には、北区、滝野川・王子・赤羽の区内3警察署、東京都宅地建物取引業協会北区支部、全日本不動産協会東京都本部城北支部で「危険ドラッグ等に関する覚書」を締結し、連携を強化しています。

オ. 児童虐待対策

子ども家庭支援センターで「北区要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童（注9）等の早期発見・適切な支援等の対策を行い、関係機関との連携強化を図っています。また、特定妊婦（注10）への支援、居所不明児童対策等を講じています。令和元年10月からは、児童相談所受理案件のうち、近隣や警察からの通告等で、区市町村が支援を行う方が適切であるケースについては、区市町村へ事案の送致が行われることになり、子ども家庭支援センター

において対応しています。令和元年12月に、北区、北区教育委員会、王子・赤羽・滝野川の区内3警察署と「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」を締結し、児童虐待対策を強化しています。さらに、平成28年の児童福祉法改正により特別区でも児童相談所の設置が可能になり、北区においても児童相談所設置に向け準備を進めており、令和2年7月に策定した「北区児童相談所等複合施設基本構想」を具現化するため、令和3年12月に「北区児童相談所等複合施設基本計画」を策定しました。さらに、「北区児童相談所等複合施設運営指針」の策定に向け、令和4年7月に「北区児童相談所等複合施設運営指針検討会」を設置し、検討を始めました。

カ. 子どもの貧困対策

「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」（平成29年3月策定）に基づき、生まれ育った環境に関わらず健やかに成長・自立できるよう、貧困の世代間連鎖を解消するために、各種施策を展開しています。ひとり親家庭等相談窓口（注16）「そらまめ相談室」では、新型コロナウイルス感染症予防のため、オンライン相談を導入し貧困世帯の相談支援体制を充実しています。令和4年7月からは、ひとり親家庭養育費確保支援事業を開始し、子どもの養育費の取り決めを行ったひとり親家庭等に対し、かかった費用の一部を補助しています。また、生活困窮・ひとり親世帯等の学習支援事業を実施しており、小学生に対しては学習支援や居場所づくり、社会性の育成、保護者への養育支援等を行い、中学生に対しては学習習慣の定着や進路相談等、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施しています。また、子ども食堂運営団体に対する立ち上げ支援や運営を支援するとともに、北区社会福祉協議会を通じて運営団体の交流・情報交換を目的とするネットワークづくりを支援します。また、地域における子どもの見守り体制の強化を図っています。

キ. ヤングケアラー対策

子ども家庭支援センターでは、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修を実施しています。今後、庁内関連各課を対象に、情報共有を図り、連携を強化するための（仮）ヤングケアラー連絡会の整備を推進します。

青少年地区委員会では令和4年度に委員を対象とした、ヤングケアラーについての理解を深めるための研修を実施しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア. 安全対策

令和2年2月に改定した「東京都北区生活安全推進プラン」に基づき、子どもの安全対策の推進を図っています。帰宅時間の目安を知らせるための夕焼けチャイムの放送や子どもの登下校時の安全を守るための「子ども安全ボランティア」、「子ども110番事業」の推進を図るなど、地域の見守り体制の充実に努めています。また、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案が発生した際は、警察からの情報を元に北区メールマガジン（安全・安心情報）を配信し注意喚

起を図るとともに、庁内に整備済みの子ども見守りネットワークにより関係部署等に迅速に周知しています。さらに、関係施設を対象とした子ども向け防犯教室及び職員向けの不審者対応訓練を実施しています。

イ．有害情報対策

東京都と連携し、不健全図書調査や「ファミリールール講座」等の情報提供に取り組んでいます。また、スマートフォン等の使い方のルールを定め、各小中学校において啓発資料の配布や、セーフティ教室等を実施するとともに、フィルタリングの普及率の向上を図っています。中学校においては、生徒会を主体とした自主的なSNSの正しい使い方等の啓発への取り組みも行われています。「第6次アゼリアプラン」では、若年層に対するJKビジネス・アダルトビデオ出演強要・デートDV・性被害防止に関する意識啓発を施策の一つとして位置づけています。

ウ．乳幼児や中高生の居場所づくりへの対策

児童館を乳幼児親子の子育て支援を充実する子どもセンターに順次移行するとともに、中高生世代の居場所となるティーンズセンター設置をし、子育て支援に係る事業の充実を図ります。

エ．小学校を活用した放課後等の居場所づくりへの対策

小学校を会場にして、放課後に児童が伸び伸び遊べる「放課後子ども教室」と「学童クラブ」を一体的に運営する「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を全ての小学校で実施しています。

4. 基本姿勢

「区民とともに」～協働による次世代育成のための環境づくりの推進

家庭・地域・学校は、青少年が成長していくうえで基本的な生活の場です。

大人一人ひとりがその立場にかかわらず、次代を担う青少年の健全育成に等しく責任を負っていることを自覚し、それぞれが緊密に情報を交換し、青少年の健全育成や非行防止についての共通理解を深め、相互の連携・協力のもと、次世代育成のための環境づくりを推進します。

5. 重点目標

令和5年度は、地域社会全体がそれぞれの立場において、また協働して地域の子どもたちを地域全体で育むため、以下の3つの重点目標を推進します。

- (1) 安全・安心で健全な地域環境づくりの推進
- (2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上
- (3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進

6. 令和5年度 北区青少年健全育成活動基本方針 体系図

基本姿勢	
	重点目標
	推進項目
	推進内容
「区民とともに」～協働による次世代育成のための環境づくりの推進	
(1)安全・安心で健全な地域環境づくりの推進	
	①子どもの安全対策の推進
	子どもに対する防犯学習の推進
	学校等における安全対策の推進
	防犯活動の充実
	子どもの安全のための連携の推進
	防犯に関する情報の提供
	②非行やいじめ防止活動の推進
	啓発活動の推進
	地域パトロールの推進
	非行やいじめ等に関する相談の充実
	非行やいじめ防止活動の推進
	薬物乱用防止の推進
	③有害環境浄化活動の推進
	地域環境改善活動の推進
	インターネット等からの有害情報抑制の推進
(2)心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上	
	①家族でふれあえる事業の推進
	「家族ふれあいの日」事業の推進
	家庭での食育の促進
	地域行事・地域活動への参加促進
	家庭教育力向上に向けての取り組みの推進

基本姿勢	
	重点目標
	推進項目
	推進内容
	②子育て家庭への支援の充実
	地域における子育て支援の充実
	子育て相談の充実
	親育ちへの支援
	子育てネットワークづくりの推進
	安心して子育てと仕事ができる環境づくりの推進
	児童虐待防止の推進
	ヤングケアラーの支援の推進
	(3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進
	① 地域・社会活動への参加と居場所づくりの推進
	人権意識の醸成及び多様性・多文化への理解の推進
	地域リーダー養成の推進
	キャリア教育の推進
	地域活動への参加促進
	異年齢交流の促進
	青少年の区政参画の促進
	青少年の意見を発表する場の提供
	居場所づくりの推進
	不登校児童生徒等への支援
	②文化・スポーツ・国際交流活動等の推進
	放課後・週末事業の充実
	各種スポーツ・レクリエーション事業の充実
	豊かな体験活動の充実
	国際交流活動の推進
文化・芸術等に親しむ機会の充実	
読書活動の推進	
顕彰(表彰)事業の推進	
平和に関する事業の推進	

7. 推進項目と推進内容

(1) 安全・安心で健全な地域環境づくりの推進

青少年の育成にとって、地域の環境はとても大切です。地域が協力して子どもの安全確保に努め、心安らぐ地域社会づくりを推進します。

また、積極的な広報活動や地域の実情に合わせた啓発活動等をとおして青少年を取り巻く有害環境の浄化の促進に努めます。

①子どもの安全対策の推進
○子どもに対する防犯学習の推進 子ども自身が防犯に関する知識や技術を身に付けるため、防犯教室や警察との連携による「セーフティ教室」を開催し、不審者等への対処法や非行防止に関する学習、SNSやJKビジネス、ネットゲーム等のリスクの啓発を実施するとともに、CAP（注11）プログラム活動の支援や地域安全マップ、「子ども安全手帳」の作成、配布等により、防犯学習の推進を図ります。また、主に小学生に対して帰宅時間の目安となる時刻になったことを知らせるため、引き続き夕焼けチャイムを放送します。
○学校等における安全対策の推進 門扉のオートロックや防犯カメラの活用、地域ふれあいパトロール事業を実施し、学校・児童館・子どもセンター・学童クラブ周辺の児童の安全対策を図ります。 また、児童の放課後の安全で安心な居場所を確保するため、地域等の協力を得ながら、「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を実施します。
○防犯活動の充実 子どもの登下校時の安全を守るための活動を行う、PTA、地域の住民等からなる「子ども安全ボランティア」の推進を図るとともに、子どもが緊急時に逃げ込める通学路周辺の民家・事業所等にステッカーを貼付する「子ども110番事業」を実施します。 また、児童福祉施設等をはじめとする区内公共施設を中心に、区内全域において青色回転灯を設置したパトロールカーにより、24時間365日「地域安全・安心パトロール」を実施し、安全対策に取り組みます。また、防犯ボランティア団体の活動の充実を図ります。
○子どもの安全のための連携の推進 小中学校、青少年地区委員会、町会・自治会等が連携し、情報や意見の交換を行うとともに、「愛の一声運動」を実施し、パトロールによる防犯や非行防止の呼びかけを行います。 また、小学校ごとに設置している「子ども安全対策協議会」において、警察、PTA、地元住民等による意見交換や情報交換を行い、子どもの安全に向けた取り組みの推進を図ります。 警察署、消防署、町会・自治会、PTAや区等で構成する「東京都北区生活安全推進協議会」を開催し、北区の安全・安心に関する取り組みについて協議を行います。
○防犯に関する情報の提供 北区ニュースによる啓発のほか、ホームページを利用した情報提供や、不審者等の情報等を北区メールマガジン（安全・安心情報）として配信します。

② 非行やいじめ防止活動の推進

○啓発活動の推進

更生保護の一環として、環境浄化・犯罪防止の観点から青少年の非行防止のため、「社会を明るくする運動」を、7月の強調月間や作文コンテストをはじめ年間運動として保護司会を中心に地域ぐるみで推進します。また、11月の子供・若者育成支援強調月間には、青少年地区委員会を中心に「あいさつ運動」を実施し、青少年の非行防止を呼びかけます。また、東京都北区暴力団排除条例に基づき、青少年が暴力団等に関わらないための啓発活動等に取り組むとともに、青少年が犯罪に巻き込まれたり、加害者とならないために警察等と連携し、啓発に努めます。

○地域パトロールの推進

「愛の一声運動」を実施するほか、非行防止・犯罪抑止のため、青少年地区委員会、小中学校PTA、町会・自治会等がパトロールを実施します。また、地域住民によるパトロール活動をより支援するため、ボランティアで防犯活動や防犯啓発活動を行っていただける団体を募集し、パトロールに必要なベストや帽子、青色合図灯等の提供やボランティア保険の適用を行っています。

○非行やいじめ等に関する相談の充実

非行やいじめ等の問題行動に対し、警察、児童相談所や教育総合相談センター、児童館、子どもセンター、子ども家庭支援センターにおいて、相談事業の推進を図るとともに児童・生徒の情報管理を徹底します。また、全ての児童・生徒に「いじめ相談ミニレター」を配付し、児童・生徒の相談に対応しています。さらに、小・中学校全校に、スクールカウンセラーを配置するとともに、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

○非行やいじめ防止活動の推進

「東京都北区いじめ防止条例」に基づき「いじめ問題対策委員会」や「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会と学校の連携を深め、いじめ対策の充実を図ります。学校現場で生じているいじめや、SNS等を使ったネット上のいじめを防止するため、学校と家庭、教育委員会と関係諸機関が連携するとともに、大人自らいじめを見過ごさない人権感覚を磨き、地域ぐるみで子どもの声に耳を傾け、危機に直面している子どもたちや学校を支えていきます。学校においては携帯電話、スマートフォン、タブレット、一人1台端末（きたコン）の使い方のルールを決めるよう指導しています。そして、「東京都北区いじめ防止基本方針」に基づき、複数の関係機関が連携して取り組む必要があると判断されるケースについては、「北区サポートチーム」を編制し、緊密に連携して対応します。さらに、区立小・中学校の全児童生徒に対し年2回Q-U調査を実施します。これにより、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校等、問題行動等の早期発見に努めます。

○薬物乱用防止の推進

薬物乱用を許さない地域環境づくりを目指し、麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、シンナー等が身体に及ぼす影響や危険性を周知する等の啓発活動に、東京都薬物乱用防止推進北区地区協議会、警察、学校、保健所等が連携して取り組みます。

③有害環境浄化活動の推進

○地域環境改善活動の推進

青少年を取り巻く地域環境の浄化を図るため、東京都及び東京都青少年健全育成協力員と連携し、不健全図書類の販売状況の調査や販売自粛要請を実施します。

○インターネット等からの有害情報抑制の推進

青少年に悪影響を与えるような性的情報や、暴力・犯罪を誘発させる情報等の氾濫を防ぐため、保護者等の認識向上を図り、青少年へのフィルタリング利用等の対策を普及させるとともに、警察、学校、家庭等の連携を深めながら、有害情報の抑制、リスクの啓発とサイバー犯罪被害防止や、情報を有効に活用できる能力の向上に努めます。

(2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上

家庭は青少年にとって最初に豊かで安定した人間関係をつくりだし、安らぎを与え社会性を学び、青少年が自立していく場でもあります。また、人格形成や心身の健康づくり等も日常生活をとおして進めていくことが大切です。

家族のふれあいを大切に、思いやりのある明るい家庭づくりを推進するとともに、地域での家族同士の交流を促進する等、子育て家庭への支援の充実を図り、「子育てするなら北区が一番」を目指します。

①家族でふれあえる事業の推進

○「家族ふれあいの日」事業の推進

毎月第3土・日曜日の「家族ふれあいの日」を中心に、青少年地区委員会等の地域行事へ家族そろっての参加を促し、家族とのふれあいを見直す機会を提供します。

○家庭での食育の促進

生活と健康の基本である食生活を見直し、「食」について講座や体験を通じて学びながら、健やかな心と体をつくるとともに、家族そろっての食事を大切にして、親子のふれあいを図ります。

○地域行事・地域活動への参加促進

区民まつりをはじめ各地域における諸行事や地域の清掃等のボランティア活動への、家族そろっての参加を積極的に促進します。

○家庭教育力向上に向けての取り組みの推進

家庭教育における下記に掲げる3つの課題について、多角的・複合的に施策を展開します。また、保育園・幼稚園・認定こども園(注1 2)・小学校・中学校を核として、青少年地区委員会、町会・自治会、地域ボランティア等と協力・連携を図りながら、各事業を継続的に実施し、着実な家庭教育力の向上を目指します。

(1) 生活習慣の形成

学習意欲や体力、気力の低下の要因のひとつとして指摘されている子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するため、「早寝・早起き・朝ごはん」に関する取り組み等を推進します。

(2) 家庭学習の定着

家庭での学習習慣づくりのために、保護者が子どもとどのように関わるとよいかを小冊子にまとめ、家庭学習支援の参考として配付します。

(3) 親子のきずなづくり

子どものしつけの基本的なルールであるあいさつを家庭で毎日きちんと励行し、家庭内のコミュニケーションを図るため、青少年地区委員会を中心とした「あいさつ運動」等、啓発活動を行います。

<p>② 子育て家庭への支援の充実</p>
<p>○地域における子育て支援の充実 子育て家庭が地域で孤立しないよう、地域の子育て施設や青少年地区委員会等の地域コミュニティが連携して進める活動や区民による子ども食堂をはじめとする様々な取り組みを支援します。</p>
<p>○子育て相談の充実 子育て世代包括支援センター事業の「はぴママたまご・ひよこ面接（注13）」などを通じ、同センターを中心に児童館、子どもセンター、児童相談所、民生委員などと連携し、子育て相談体制の充実を図ります。これらの取り組みによって育児不安と児童虐待を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をしていきます。 また、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、母子健康担当部署、教育総合相談センター等が連携し、子ども自身や子育て家庭のあらゆる相談に対応できる体制の充実を図ります。</p>
<p>○親育ちへの支援 乳幼児や小・中学生の子育て家庭の保護者を対象に、豊かな心を持った子どもを育てるための「家庭教育学級」や、自分にあった子育ての仕方を共に学び、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう「親育ちサポート事業」（注14）を実施するなど、親育ちへの支援に努めます。</p>
<p>○子育てネットワークづくりの推進 児童館、子どもセンターを拠点に、子育てや子育て支援を地域全体で行っていきけるように出会いや活動の場づくりに取り組みます。また、同じ目的をもって活動する各関係機関が情報提供を行い、活動を通じて子育て家庭や地域の方たちをつなげ、横断的な助け合い、育ち合いの子育てネットワークを構築します。</p>
<p>○安心して子育てと仕事ができる環境づくりの推進 企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るために、アドバイザー派遣制度や講演会等の広報活動を実施します。従業員に対しては、仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座やパンフレット、情報誌等で情報提供を行います。 また、保育サービスの充実等により、親が働きやすい環境づくりを推進します。</p>
<p>○児童虐待防止の推進 児童虐待の防止に向けオレンジリボンキャンペーン等を実施して啓発に努めるとともに、養育困難をはじめ、様々な課題や悩みを抱えている子どもと家庭に対して、心理相談、専門相談等を実施しています。</p>
<p>○ヤングケアラーの支援の推進 今後のヤングケアラーの支援に向けて、区職員や学校関係職員をはじめ子どもを取り巻く関係者への研修や講演会の開催及び積極的な参加を促し、ヤングケアラーへの理解を深め、情報共有を図るとともに、パンフレット等を配布し普及啓発を進めていきます。 また、子ども家庭支援センターをはじめ、学校や関係機関での相談支援の強化に努めます。</p>

(3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進

青少年がさまざまな社会活動に参加して、多くの人々と交流する中で、社会性を身につけ、自立心や協調性、優しさや思いやりの心を培うことは大切です。
 地域における人間関係の希薄化が進み、地域社会へのつながりが薄れているなか、青少年の居場所を確保するとともに社会活動への参加の促進を図り、社会の一員であることの自覚を促すため、地域での居場所として放課後の学校施設等の利活用を図る等、青少年関連施設の整備・充実や積極的に社会活動へ参加できる場、機会の提供に努めます。

①地域・社会活動への参加と居場所づくりの推進

○人権意識の醸成及び多様性・多文化への理解の推進

家庭・地域・学校が連携し、様々な交流をとおして、一人ひとりの人権を大切にするとともに思いやりの心や多様性への理解、男女共同参画意識を育み、共に生きる力の育成に努めます。また、多文化共生社会の実現に向け、相互理解の意識を啓発するとともに、外国人児童・生徒への学習支援や不就学児の調査・対応を行います。性に関しては性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別などの課題に対して、保護者の理解を得て必要な指導を行うとともに、学習指導要領を踏まえ、すべての児童・生徒の発達段階に応じた性教育の指導を行います。

○地域リーダー養成の推進

地域で積極的にリーダーシップを発揮できる青少年を育成するため、北区青少年委員会と北区教育委員会が共催して「ジュニアリーダー研修会」「シニアリーダー研修会」及び「青少年団体指導者講習会」を実施し、修了生の地域活動への積極的参加を促進します。

また、幼児から中学生を対象に「防災教室」等を開催するなど、子どもの時から防災に関心を寄せられるように、あらゆる機会を利用して防災に係る事業を展開し、将来の地域の防災リーダーとなる人材の土壌を醸成します。

○キャリア教育の推進

望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するべく、キャリア形成を支援します。「中学生の職場体験事業」や、「中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業」、高校生のための就職前定着支援事業に取り組みます。

○地域活動への参加促進

人に対する思いやりや協力、社会に貢献することの意義の理解を深め、児童生徒のボランティア意識の向上に努めるとともに、地域の清掃活動、福祉活動・防災等の地域活動への参加機会を確保します。

○異年齢交流の促進

多様な年代のいろいろな考え方を知り、異年齢との協力による活動をとおして成長し、社会性を養う機会として、子どもセンター・ティーンズセンター・児童館・保育園・青少年地区委員会の行事等で、異年齢交流を促進します。

○青少年の区政参画の促進

「小学生との区政を話し合う会」・「中学生モニター会議」を開催し、区政や区のイメージアップに関する青少年の意見や提案を広く求めて区政運営の参考にするとともに、青少年に区政に関する情報を提供し、青少年の区政参画を促進します。

○青少年の意見を発表する場の提供

社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、青少年に意見、主張を発表する場を提供します。

○居場所づくりの推進

児童館から移行していく「ティーンズセンター」において、中高生が自主的に参加し主体的に活動できる機会を設けるとともに、ニーズにあった居場所づくりを推進します。

また、児童の安全・安心な居場所である「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を、全ての小学校で実施しています。

<p>○不登校児童生徒等への支援</p> <p>不登校の背景にある、発達障害やいじめなどのトラブル、家庭の問題などの理解と解決に向けた対応を図るため、学校、教育総合相談センター、子ども家庭支援センター、児童館や放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）等が連携して地域の不登校や発達障害のある児童・生徒への支援を行います。</p> <p>教育総合相談センターでは、不登校やその他の困難を抱える子どもへの相談支援を行っているほか、ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）を設置し、様々な要因で学校にいけない子どもに対して、心の居場所となり、基礎学力の補充や集団行動を通じて自己決定する力を高め、社会的自立に向けた支援を行っています。</p> <p>また、児童・生徒及び保護者の相談・支援体制を構築することを目的として、「家庭と子どもの支援員」やスーパーバイザーを活用するほか、一人1台端末の活用等による学習の保証、スクールソーシャルワーカーの配置や、校内における居場所の確保、校外の居場所の検討等、不登校児童・生徒に対する支援の充実を図ります。</p> <p>子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーの子どもたちへの相談を行い、関係機関と連携して支援につなげています。さらに、精神保健相談の一環として、ひきこもり相談や家族への指導助言を実施します。</p>
<p>② 文化・スポーツ・国際交流活動等の推進</p>
<p>○放課後・週末事業の充実</p> <p>家庭・地域・学校・関係団体等が連携・協力し、「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」等で多様な事業を実施します。</p>
<p>○各種スポーツ・レクリエーション事業の充実</p> <p>青少年地区委員会やスポーツ団体等の関係団体が、子どもが参加しやすいスポーツ・レクリエーションプログラムを提供するとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた異年齢交流を図り、社会性や協調性を養います。</p> <p>また、JOC（日本オリンピック委員会）等と連携を図りながら、小・中学生を対象にしたスポーツ教室などを開催します。</p>
<p>○豊かな体験活動の充実</p> <p>野外活動での共同作業やレクリエーション、「親子ふるさと体験事業」等での体験をとおして、生活技術の習得と社会性や協調性を養う機会を提供します。</p>
<p>○国際交流活動の推進</p> <p>「中学生イングリッシュキャンプ」や「中学生海外交流事業」、高校生を対象とした「北区青少年交流団海外派遣事業」（ウォルナットクリーク市との交流事業）を通じて、国際化に対応する基礎的・実践的コミュニケーション能力を高めるとともに、異文化理解の促進を図ります。</p>
<p>○文化・芸術等に親しむ機会の充実</p> <p>児童館（子どもセンター含む）や保育園、わくわく☆ひろばにおいて昔遊びや伝統的な文化の継承活動を行うほか、「子ども文化教室」等を通じて、文化・芸術等に親しむ機会を提供します。</p>
<p>○読書活動の推進</p> <p>読み聞かせ、おはなし会等の読書活動推進事業について、ボランティアやNPO等、地域の読書活動支援者との協働体制のもと、地域ぐるみの読書活動の推進を図り、あわせて国際交流についても取り組みます。</p>
<p>○顕彰（表彰）事業の推進</p> <p>「北区子どもかがやき顕彰」として文化、スポーツ等において優秀な成績をおさめた児童生徒等を表彰することにより、青少年が自らの能力に自信を持ち、未来への夢と希望を育めるよう支援します。</p>

○平和に関する事業の推進

平和祈念週間事業において、児童劇や「平和展」における児童館作品の展示、区内の平和に関する史跡を巡る「親子で学ぶ平和バスツアー」を実施。子どもたちをはじめとした幅広い世代に対して、平和への意識醸成を図ります。

参考資料

各種法令による年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校の前期又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者（2022年4月1日以降は、18歳未満の者）
	婚姻適齢	男18歳、女16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕（2022年4月1日以降は、男女ともに18歳）
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない。（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（平成28年1月厚生労働省）において規定。）
公職選挙法	子供	幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
(参考) 児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

～内閣府「令和3年度子供・若者白書」から抜粋～

参考資料

注釈

- (注1) キャリア教育
望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
- (注2) ダイバーシティ
多様性の意。ダイバーシティ アンド インクルージョンで多様性や多文化を受け入れ、尊重するという意味。
- (注3) ファミリールール講座
事例をもとに5～8人位のグループで意見交換をし、様々な視点での考え方をもとにネット社会の負の側面に関する知識を習得しながら、「家庭でのルール作り」を家庭で実践できるよう、ルール作りのコツを学ぶ東京都の実施する講座。
- (注4) Q-U
「楽しい学校生活を送るためのアンケート調査」学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度等から学級集団の状態を判定し、各担任等が学級診断アセスメントとして活用する。
- (注5) スクールカウンセラー
学校で心理相談業務に従事する心理の専門職。
- (注6) サブファミリー
中学校1校とその通学区域内の複数の小学校、幼稚園、認定こども園からなるネットワーク。
- (注7) スクールソーシャルワーカー
社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、いじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題を抱えた児童・生徒に対し、教育の分野において当該児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職。
- (注8) 中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業
中学生・高校生の皆が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として様々な職業分野で活躍している女性を講師として派遣し、その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行う事業。
- (注9) 要保護児童
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。
- (注10) 特定妊婦
望まない妊娠や若年の妊娠等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
- (注11) CAP
Child Assault Preventionの略で、子どもの虐待防止、人権意識を養うための教育プログラム。大人向けと子ども向けのプログラムがあり、1978年米国オハイオ州コロンバスのレイプ救護センターで初めて開発・実施された。
- (注12) 認定こども園
幼稚園と保育園の機能を併せもち、小学校入学前の教育と保育を一体的に行う施設。
- (注13) はびママたまご・ひよこ面接
保健師等の専門職員が、妊娠、出産、子育て等に関する相談を受けたり、区で実施している母子保健事業などの情報提供を行う。相談を終えた方には子育てグッズをプレゼントしている。令和2年12月より、子ども家庭支援センターでは、里帰り出産等で来館困難な方を対象にオンライン面接を開始した。
- (注14) 親育ちサポート事業
親同士が抱えている悩みや関心事を共有し、協力しながら自分にあった子育ての仕方を共に学ぶ場を提供し、親が生き生きと自信を持って子育てができるよう支援する事業。
- (注15) ヤングケアラー
法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされています。家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、

感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいいます。

(注 16) そらまめ相談室

子育て中のひとり親家庭（離婚前含む）に向けた、日常生活の一般相談や、専門家による法律・家計相談など、幅広く相談できる窓口。

(注 17) G I G A スクール構想

GIGA スクール構想とは、文部科学省が提唱する児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想です。

参考資料

東京都北区青少年問題協議会 委員名簿

	役職	区分	専門部会			氏名	主な公職等
			青少年育成	環境整備	企画		
1	会長					花川 與惣太	区長
2	委員	北区議会議員			○	宮島 修	健康福祉委員会委員長
3	委員	北区議会議員	○			せい の 恵子	健康福祉委員会副委員長
4	委員	北区議会議員			○	近藤 光則	文教子ども委員会委員長
5	委員	北区議会議員		○		坂場 まさたけ	文教子ども委員会副委員長
6	委員	学識経験者	○			三好 俊司	十条台地区委員会会長
7	委員	学識経験者		○		宇田川 元造	王子地区委員会会長
8	委員	学識経験者		○		板鼻 實	豊島地区委員会会長
9	委員	学識経験者	○			小菅 和子	十条地区委員会会長
10	委員	学識経験者	○			河村 謙	神谷地区委員会会長
11	委員	学識経験者	○			小川 友彦	赤羽西地区委員会会長
12	委員	学識経験者			○	木村 映二	志茂地区委員会会長
13	委員	学識経験者		○		堀内 敏男	赤羽地区委員会会長
14	委員	学識経験者	○			松木 守	赤羽北地区委員会会長
15	委員	学識経験者		○		丸山 良男	滝野川西地区委員会会長
16	委員	学識経験者			○	加藤 和宣	滝野川東地区委員会会長
17	委員	学識経験者	○			渋木 昭仁	西ヶ原地区委員会会長
18	委員	学識経験者	○			議波 壽男	昭和町地区委員会会長
19	委員	学識経験者		○		高木 一春	浮間地区委員会会長
20	委員	学識経験者			○	室 弘志	桐ヶ丘地区委員会会長
21	委員	学識経験者			○	星谷 悦雄	田端地区委員会会長
22	委員	学識経験者			○	鈴木 将雄	東十条地区委員会会長 (王子防犯協会会長)
23	委員	学識経験者			○	大室 洋昭	堀船地区委員会会長
24	委員	学識経験者		○		中田 叔匡	東田端地区委員会会長
25	委員	学識経験者		○		名島 啓太	北区教育委員会委員
26	委員	学識経験者			○	関 美幸	区立小学校PTA連合会副会長
27	委員	学識経験者			○	菅野 精子	区立中学校PTA連合会副会長
28	委員	学識経験者			○	高草木 政浩	区立小学校長会会長
29	委員	学識経験者			○	綿貫 正人	区立中学校長会会長
30	委員	学識経験者			○	増田 士朗	東京私立中学高等学校協会第5支部
31	委員	学識経験者		○		坂内 光子	赤羽中央地区民生委員児童委員協議会 副会長
32	委員	学識経験者			○	椿 貴喜	滝野川防犯協会会長
33	委員	学識経験者		○		栗原 要	赤羽防犯協会会長
34	委員	学識経験者		○		鈴木 健	保護司会会長
35	委員	学識経験者		○		恒松 晃	青少年委員会会長
36	委員	学識経験者	○			府川 幸弘	スポーツ推進委員協議会企画部長
37	委員	学識経験者		○		関谷 薫	青少年団体連合会会長
38	委員	学識経験者		○		朝吹 英介	(公社)東京青年会議所北区委員会前委員長
39	委員	関係行政機関職員			○	稲垣 政美	滝野川警察署長
40	委員	関係行政機関職員	○			小畑 照之	王子警察署長
41	委員	関係行政機関職員		○		菅井 和男	赤羽警察署長
42	委員	関係行政機関職員	○			島村 正弘	王子公共職業安定所長
43	委員	関係行政機関職員	○			野田 忠	北児童相談所長
44	委員	区関係職員				内田 隆	副区長
45	委員	区関係職員				清正 浩靖	教育長
46	委員	区関係職員			○	中嶋 稔	政策経営部長
47	委員	区関係職員		○		小宮山 庄一	危機管理室長
48	委員	区関係職員		○		松田 秀行	地域振興部長
49	委員	区関係職員	○			村野 重成	福祉部長
50	委員	区関係職員		○		藤野 浩史	まちづくり部長
51	委員	区関係職員			○	小野村 弘幸	教育委員会事務局教育振興部長
52	委員	区関係職員	○			早川 雅子	教育委員会事務局子ども未来部長

参考資料

令和5年度北区青少年健全育成活動基本方針 検討経過

会 議	開催日・会場・出席者数	内 容
青少年育成部会	令和5年1月6日（金） 北とぴあカナリアホール 8名	令和5年度北区青少年健全育成 活動基本方針（案）について
環境整備部会	令和5年1月13日（金） 北とぴあカナリアホール 13名	
企画部会	令和5年1月17日（火） 北とぴあカナリアホール 11名	
総 会	令和5年2月3日（金） 北とぴあ飛鳥ホール 40名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度北区青少年健全育成活動基本方針（案）について 2. 令和5年度東京都北区青少年健全育成活動功労者表彰被表彰者について 3. 北区の青少年非行の現状について

参考資料

地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)
最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 （略）

参考資料

東京都北区青少年問題協議会条例

昭和二九年四月二日 条例第四号

改正 昭和四〇年一〇月 四日 条例第二四号 昭和四三年 三月三〇日 条例第四号
昭和四八年 三月三十一日 条例第五号 平成一二年一二月 八日 条例第六五号
平成二六年 三月二六日 条例第九号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条の規定に基づき東京都北区に東京都北区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は会長及び次に掲げる者の中から区長が任命又は委嘱する委員五十三人以内をもつて組織する。

- 一 北区議会議員
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 北区関係職員

2 会長は、区長をもつて充てる。

(委員の任期)

第三条 前条第二号の委員の任期は二年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第四条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は委員が互選する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は会長が招集する。

(専門委員)

第六条 協議会に専門の事項を調査させる為必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

(定数及び表決数)

第七条 協議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則 (略)

参考資料

東京都北区青少年問題協議会要綱

(昭和二九年四月十日区長決裁)

(委員の定数)

第1 東京都北区青少年問題協議会条例（以下「条例」という。）第2条の委員の定数は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-------|-------------|-------|
| 一 北区議会議員 | 4人以内 | 三 関係行政機関の職員 | 5人以内 |
| 二 学識経験者 | 34人以内 | 四 北区関係職員 | 10人以内 |

(関係行政機関の職員)

第2 条例第2条第3号の関係行政機関の職員は、次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|-----------|--------------|-----------|
| 一 滝野川警察署長 | 三 赤羽警察署長 | 五 北児童相談所長 |
| 二 王子警察署長 | 四 王子公共職業安定所長 | |

(北区関係職員)

第3 条例第2条第4号の北区関係職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。

- | | | |
|----------|----------|-------------------|
| 一 副区長 | 四 危機管理室長 | 七 まちづくり部長 |
| 二 教育長 | 五 地域振興部長 | 八 教育委員会事務局教育振興部長 |
| 三 政策経営部長 | 六 福祉部長 | 九 教育委員会事務局子ども未来部長 |

(幹事)

第4 東京都北区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事若干名を置く。

2 幹事は、北区関係職員及び関係行政機関の職員のうちから区長が任命または委嘱する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐し、協議会会務をつかさどる。

(書記)

第5 協議会に書記若干名を置く。

2 書記は、北区関係職員のうちから区長が任命する。

3 書記は、会長の命をうけて事務に従事する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課において行う。

付 則 (略)

東京都北区青少年地区協議会細則基準

(昭和48年4月1日施行)

(一部改正 昭和49年4月1日)

(一部改正 平成 2年4月1日)

(一部改正 平成10年4月1日)

(一部改正 平成14年4月1日)

(一部改正 平成28年4月1日)

(目的)

第1条 東京都北区青少年〇〇地区協議会(以下「本協議会」という。)は、地域における特殊事情を十分に配慮し、青少年の非行及び事故の防止、家庭教育の向上並びに青少年の健全育成などに関する活動について、地区委員会相互の連絡調整を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 本協議会は、青少年問題協議会長から委嘱をうけた次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 本協議会の区域に所属する地区委員会会長
- 二 本協議会の区域に所属する地区委員会副会長の代表1名
- 三 本協議会の区域に所属する児童委員の代表1名
- 四 本協議会の区域に所属する保護司の代表1名
- 五 本協議会の区域に所属する小・中学校の校長の代表各1名
- 六 本協議会の区域に所属する各小・中学校PTAの代表
- 七 本協議会の区域に所属する各小・中・高等学校の生活指導主任
- 八 本協議会の区域に所属する警察署生活安全課長及び少年係長
- 九 本協議会の区域に所属する地区委員会幹事

2 前項第2号から第4号及び第6号に掲げる委員は、地区委員会の推薦による。

3 前項第5号に掲げる委員は、小学校長会又は中学校長会の推薦による。

(委員の任期)

第3条 前条第1項第1号から第4号及び第6号の委員の任期は、地区委員会の任期をもって本協議会の任期とする。但し再任をさまたげない。

(役員)

第4条 本協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(招集)

第5条 本協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(その他)

第6条 本協議会の事務局は、教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課に置く。

2 本協議会の運営に要する経費は、区の委託料をもって充てる。

付 則

この細則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成 2年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

東京都北区青少年地区委員会規約基準

(昭和 48 年 4 月 1 日施行)

(一部改正 昭和 52 年 4 月 1 日)

(一部改正 昭和 61 年 5 月 1 日)

(一部改正 平成 13 年 4 月 1 日)

(一部改正 平成 15 年 4 月 1 日)

(一部改正 平成 24 年 4 月 1 日)

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、東京都北区青少年〇〇地区委員会とし、事務所を北区役所〇〇地域振興室に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、本規約第 3 条の活動目的を通じて、地域における青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(活動目標)

第 3 条 本会の活動目標は、次に掲げるものとする。

- 一 青少年をめぐる社会環境の浄化及び青少年の非行並びに事故の防止に関する事。
- 二 家庭教育の向上に関する事。
- 三 青少年のための文化、体育施設の活用に関する事。
- 四 校外生活指導及び青少年の余暇指導の強化に関する事。
- 五 働く青少年の指導育成に関する事。
- 六 青少年団体の指導育成に関する事。
- 七 児童福祉対策の強化に関する事。
- 八 その他青少年の健全育成について必要な事。

(任務)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達するために必要な前条の活動目標について、つぎに掲げる事項を行うことを任務とする。

- 一 北区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において樹立した総合的施策を実施すること。
- 二 地区内居住青少年の実態把握に努め、これに基づいて地区の実情に即した事業を選択し、これを効果的に推進すること。
- 三 本会の活動について、地域住民の理解と協力を得ることに努め、その総力の結集を図ること。
- 四 関係機関、団体相互の連絡調整を図り、その活動について協力、援助を行うこと。

(委員)

第 5 条 本会は、次に掲げる者について、協議会の長から委嘱を受けた委員をもって構成する。

- 一 地区内に居住する協議会の委員
- 二 地域内に所在又は地区を通学区域とする小・中・高等学校の代表並びに生活指導主任
- 三 地域内に居住する児童委員 若干名

- 四 地域内に居住する保護司 若干名
- 五 地区内に関係ある青少年委員
- 六 地域内に居住又は関係あるスポーツ推進委員
- 七 地域内に居住する少年補導員
- 八 地区内にある各P T Aの代表
- 九 地区内にある青少年団体及び女性団体の代表
- 十 地区内にある商店街並びに工場、事務所の代表
- 十一 地区内にある町会・自治会の代表
- 十二 地域内に所在する児童館館長
- 十三 地区内に居住し、年齢 18 歳以上の者で、青少年の实地指導に特に熱意があり、人格円満にして、活動力を有する者
- 十四 その他本会において必要と認めた者

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、新委員が選任されるまでは在任するものとし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長
- 二 副会長 若干名
- 三 会 計 2 名
- 四 理 事 若干名
- 五 監 事 2 名

2 役員の任期は、委員の任期による。ただし、新委員の選任されるまでは在任するものとする。

(役員を選任及び任務)

第 8 条 役員を選任及び任務は、次のとおりとする。

- 一 会長、副会長及び会計は、理事の互選とする。
- 二 理事及び監事は、委員総会において選任する。
- 三 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- 四 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 五 会計は、本会の経理事務を司る。
- 六 理事は運営委員会を組織し、本会事業の企画及び運営を司る。
- 七 監事は本会の会務及び経理の監査を行う。

(委員総会・運営委員会)

第 9 条 委員総会は会長が招集し、本会の事業推進に関する基本計画を協議決定する。

- 2 委員総会は、年 1 回以上開催するものとする。
- 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(部 制)

第 10 条 本会に次の部を置き、各種事業の実施を分担する。

- 一 青少年をめぐる環境の浄化、青少年の非行及び事故の防止、家庭教育の向上、青少年の文化、体育施設の活用などに関する事業を実施するため、環境整備部

を置く。

- 二 青少年の余暇指導、働く青少年の指導育成、青少年団体の指導育成などに関する事業を実施するため、健全育成部を置く。

- 2 前項の各部の組織及び運営方針については、運営委員会において定める。

(幹事及び書記)

第11条 本会に、幹事を置き、地域振興室長を充てる。

- 2 前項の幹事のほか必要に応じて、書記を置くことができる。
- 3 前各項の幹事及び書記は、区長の任命を受けて本会の事務に従事する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会会長の推薦により協議会の長から委嘱を受け、本会の運営その他について会長の諮問に答えるものとする。
- 3 顧問は、必要に応じて委員総会に出席することができる。

(経費)

第13条 本会の運営に必要な経費は、区の委託料、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(推進委員及び推進委員会議)

第15条 本規約第5条第1項第13号に基づき選出された委員は、推進委員と称する。

- 2 推進委員は、推進委員会議を構成する。
- 3 推進委員の任務及び推進委員会議については、別に定める。

(事務規則)

第16条 会長は、必要と認めるときは会務の執行について運営委員会の議を経て、規則を制定することができる。

(規約改正)

第17条 本規約の改正は、運営委員会の議を経て、委員総会において決定しなければならない。

付 則

この規約は、昭和61年5月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

北区の青少年(令和5年度版)

刊行物登録番号
5-1-089

令和5年12月発行

発行 北区教育委員会事務局 教育振興部
生涯学習・学校地域連携課

北区滝野川2-52-10
電話 (3908)9323
FAX (3900)1139